

合志市公共施設等総合管理計画



令和6年3月改訂
熊本県 合志市

目 次

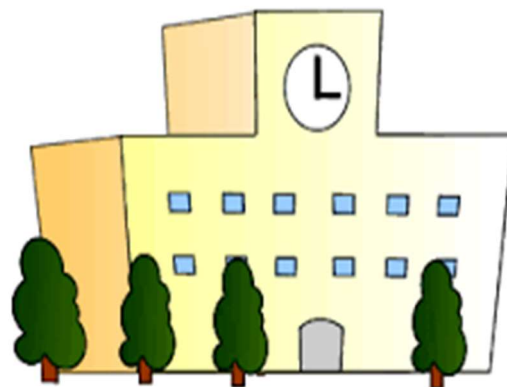
第1章	はじめに	
1.	計画改訂にあたっての背景と目的	2
2.	計画の位置付け	3
3.	計画の対象範囲	3
4.	計画期間	4
第2章	国の人口と財政状況	
1.	少子高齢化の進展と人口減少	5
2.	国の財政状況	8
3.	国の公債残高の増加要因	9
4.	国の財政健全化目標	10
第3章	本市の人口と財政状況	
1.	市における人口	12
2.	市の財政状況	13
3.	市の財政状況の見通し	15
第4章	市有施設等の現況	
1.	建築系施設の用途別保有の状況	17
2.	市民一人当たりの建築系施設の保有状況	19
3.	築年別の整備状況	19
4.	インフラ系施設の状況	20
第5章	市有施設等の更新費用の見通し	
1.	建築系施設の将来更新費用（試算結果・全体）	21
2.	建築系施設の将来更新費用（試算結果・詳細）	22
3.	インフラ系施設の更新費用の試算	25
4.	改修・更新費用の試算根拠	31
第6章	市有施設等総合管理の基本方針	
1.	現状に対する課題	38
2.	これまでの経過（平成29年度から令和4年度）	39
3.	基本方針における3つの柱	42
4.	施設保有総量の抑制・適正化（1本目の柱）	43
5.	施設の計画保全と長寿命化の推進（2本目の柱）	46
6.	施設運営コストの縮減（3本目の柱）	50
第7章	計画の推進に向けて	
1.	個別施設計画の進行管理	51
2.	フォローアップの実施方針	53

第1章 はじめに

1. 計画改訂にあたっての背景と目的

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

そのような中で、国は保有する公共施設等の改修・長寿命化・更新・統廃合等を計画的に行うための「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、「総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し順次充実させていくことを要請しています。



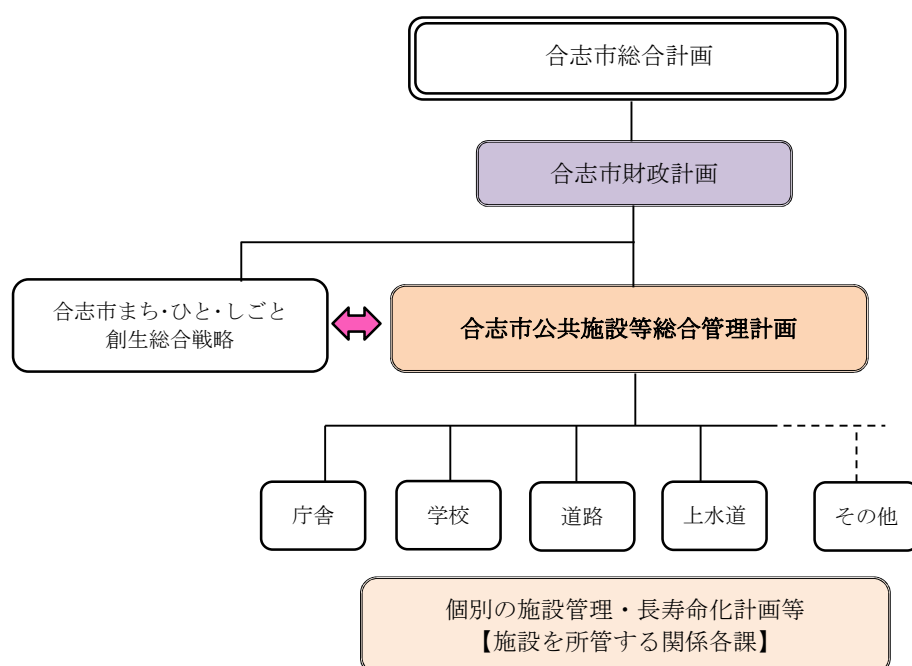
このような背景もあり、本市においても、「合志市公共施設等総合管理計画」を平成28年度に策定し、適宜見直しを行っています。

本計画は、公共施設の総合的かつ計画的な管理の取組みに当たって、長期的な視点で、その考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定め、全庁的な共通認識のもと効果的で持続可能な公共施設の管理を推進していくことを目的とし、今計画の主な見直しは、本市のまちづくりを進めるうえでの最上位計画である「合志市総合管理計画」及びそれに付随する「合志市財政計画」との整合性を図るものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものであり、本市の最上位計画である「合志市総合計画」を支える計画の一つです。

また、施設を所管する関係各課が今後策定する個別の維持管理計画・長寿命化計画等（以下、「個別施設計画」という）を横断的かつ包括的に取りまとめ、財政計画に照らし合わせながら、所管する施設の特性等に応じた具体的な取組みを実践することとします。



3. 計画の対象範囲

本計画の対象は、市が所有する建築物（公園のトイレなど小規模なものを除く。）及びインフラ系施設である道路や橋りょう、公園等の土木施設（付帯構造物を含む）、上水道、下水道などの公営企業施設を加えたものを対象施設（以下「市有施設等」という。）とします。

ただし、農業分野における経済対策などのために設置された建物など、一部の施設を除くこととします。

また、現在使用・不使用に関わらず、行政財産としての役割を終え普通財産扱いとなっている市有施設等については保有の状況（面積）には加えますが、維持管理・更新費用の算出においては対象外とします。

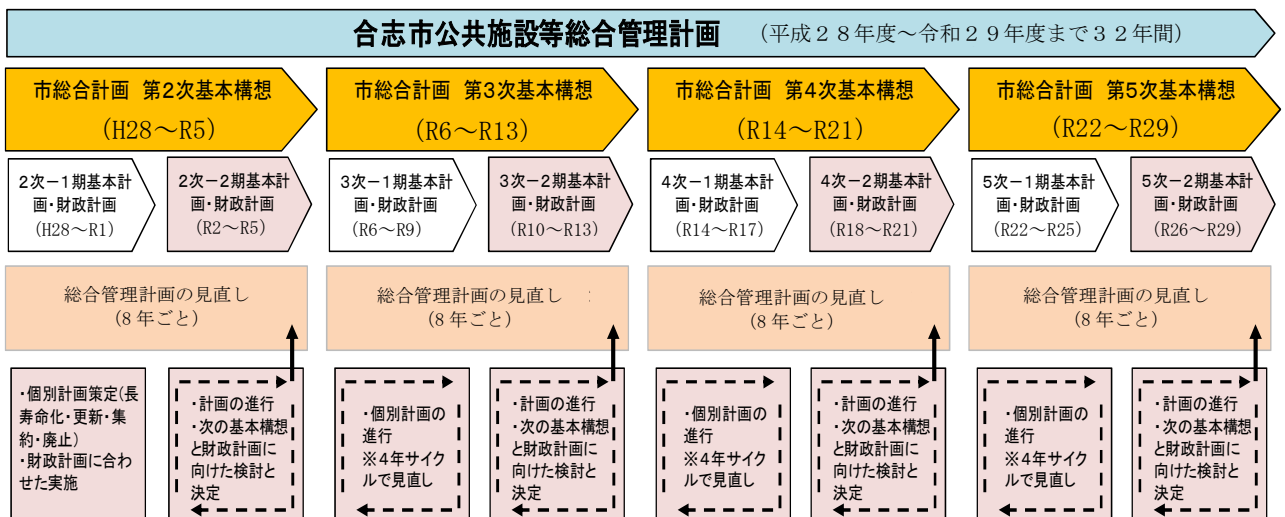
4. 計画期間

本市では、昭和40年代後半から建設した公立小中学校などが次々と法定耐用年数を迎え、更新等の必要性が出てきます。また、平成になってから建設された市庁舎や支所、ヴィーブルなどの社会教育施設においても築20年を経過してくるから、これから次々と中規模・大規模の改修が必要になってきます。また、本市は順調に人口を伸ばし、若年層の流入が顕著であることから、小中学校や保育所・放課後児童クラブ施設などが不足しており、今後も新規の建設を計画しています。

そのため、本計画においては、ここ数年で建設する新規施設についても維持管理コストの見える化を図り、長期的に維持管理や更新等のコストを見通しながら、財政計画に照らし合わせて適正に執行していくために、平成28年度から令和29年度までの32年間の長期計画としています。

また、本計画は、本市のまちづくりを進めるうえでの最上位の計画である「合志市総合計画」及びそれに付随する「合志市財政計画」と整合性を図りながら進めていくため、合志市総合計画の「基本構想」策定サイクルである8年ごとに見直しを図り、人口推移や財政状況、施設状況の変化など様々な要因に合わせて計画を見直し、精度の向上を図っていきます。

計画期間 **平成28年度～令和29年度(32年間)**
(2016年度 ~ 2047年度)



第2章 国の人口と財政状況

1. 少子高齢化の進展と人口減少

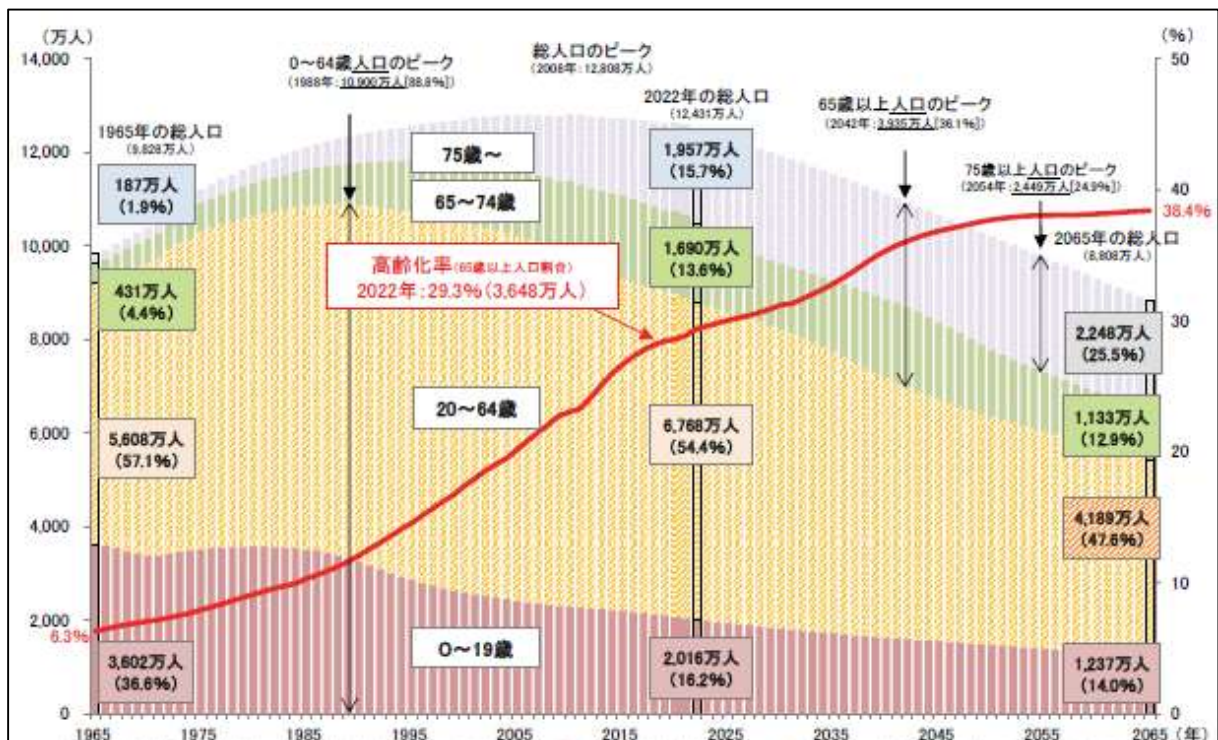
(1) 世界で類を見ない高齢化社会を迎える日本

我が国は、出生率の低下により若年人口が減少する少子化と、人口に占める高齢者の割合が増加する高齢化が同時に進行する少子高齢化社会を迎えています。

また、令和3年11月に総務省が令和2年国勢調査の確定値を発表しましたが、外国人を含んだ日本の総人口は前回平成27年調査に引き続き減少し、94万8,646人減の1億2,614万6,099人となりました。総人口に占める65歳以上の割合も28.6%と過去最高で、4人に1人を超えています。

総務省によると、現在の日本は65歳以上が占める高齢者の割合が世界で最も高く、逆に15歳未満の年少人口の割合が最も少ない水準にあります。また、国連推計による各国の比較では、日本の総人口は世界で11番目に多い状況ですが、上位20カ国の中で平成27年～令和2年の間に人口が減ったのは日本だけとなっています。

日本は、現在も世界最高水準の高齢化率となっておりますが、この状況は今後も進み、世界中どの国もこれまで経験したことのない『超高齢社会』を迎えることとなります。

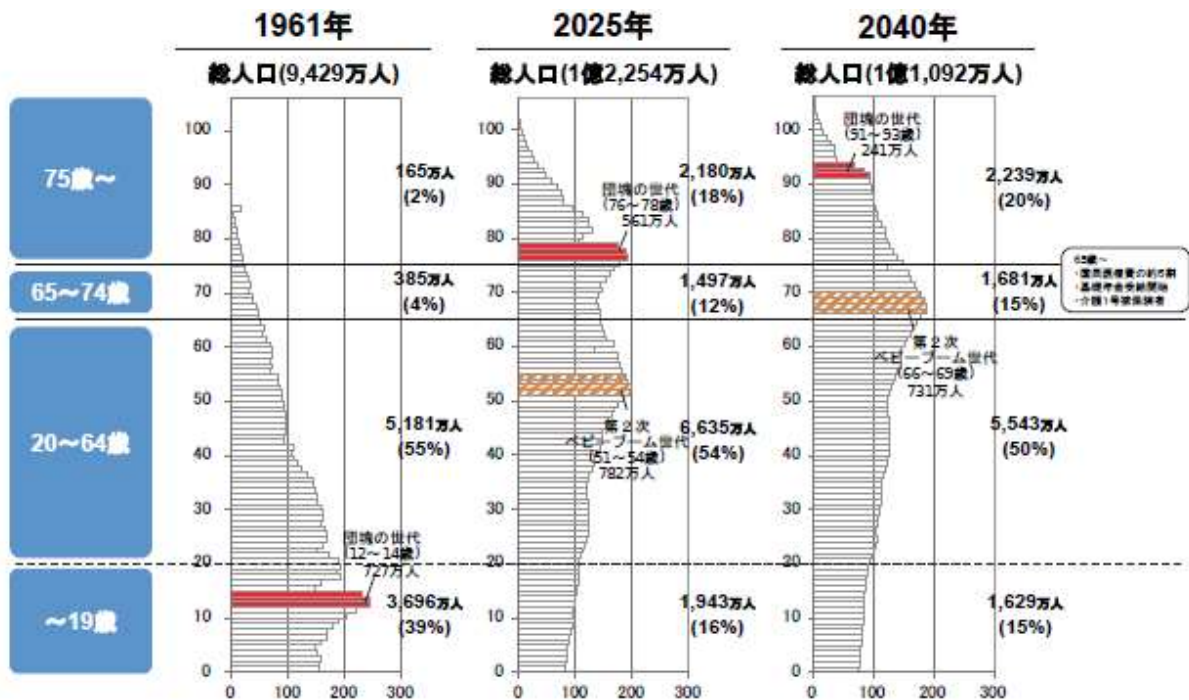


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」

(2) 人口減少と少子高齢化社会の問題点

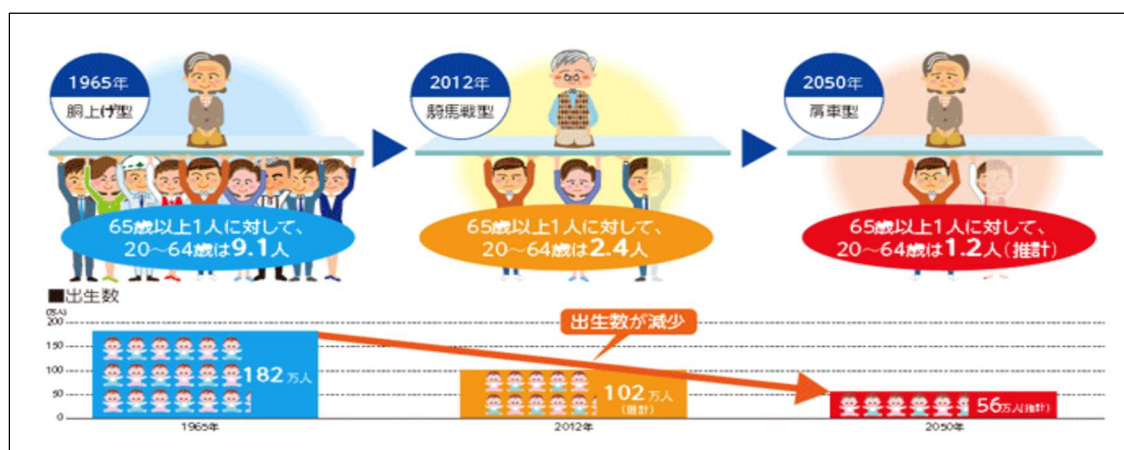
次のグラフは、人口構造の推移ですが、団塊の世代(※1)が2025年までに全員が後期高齢者となります。それから第2次ベビーブーム世代も2040年には全員が65歳以上とな

ります。その間、少子化はさらに進展し、20～64歳の働く世代が減少していくことが予測されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」

人口減少と少子高齢化がもたらす問題点は2つあります。1つ目は、人口減少による国内市場の縮小と少子化による労働力人口の減少が経済活動に与える影響です。経済活動はその担い手である労働力人口に左右されると言われていますが、総人口に占める労働力人口の割合が減少していくため、経済規模が縮小し、投資先としての魅力低下によって、経済成長の減退が懸念されます。



出典：政府広報・内閣官房作成パンフレット『明日の安心 社会保障と税の一体改革を考える』

問題点の2つ目は、社会保障制度と財政の持続性です。特に公的年金制度は、上の図のように、後の世代から前の世代への「仕送りの制度」として考案され、昭和40年(1965年)当時は、支える側が「肩上げ型」でした。少子高齢化の進展により、今では支える側

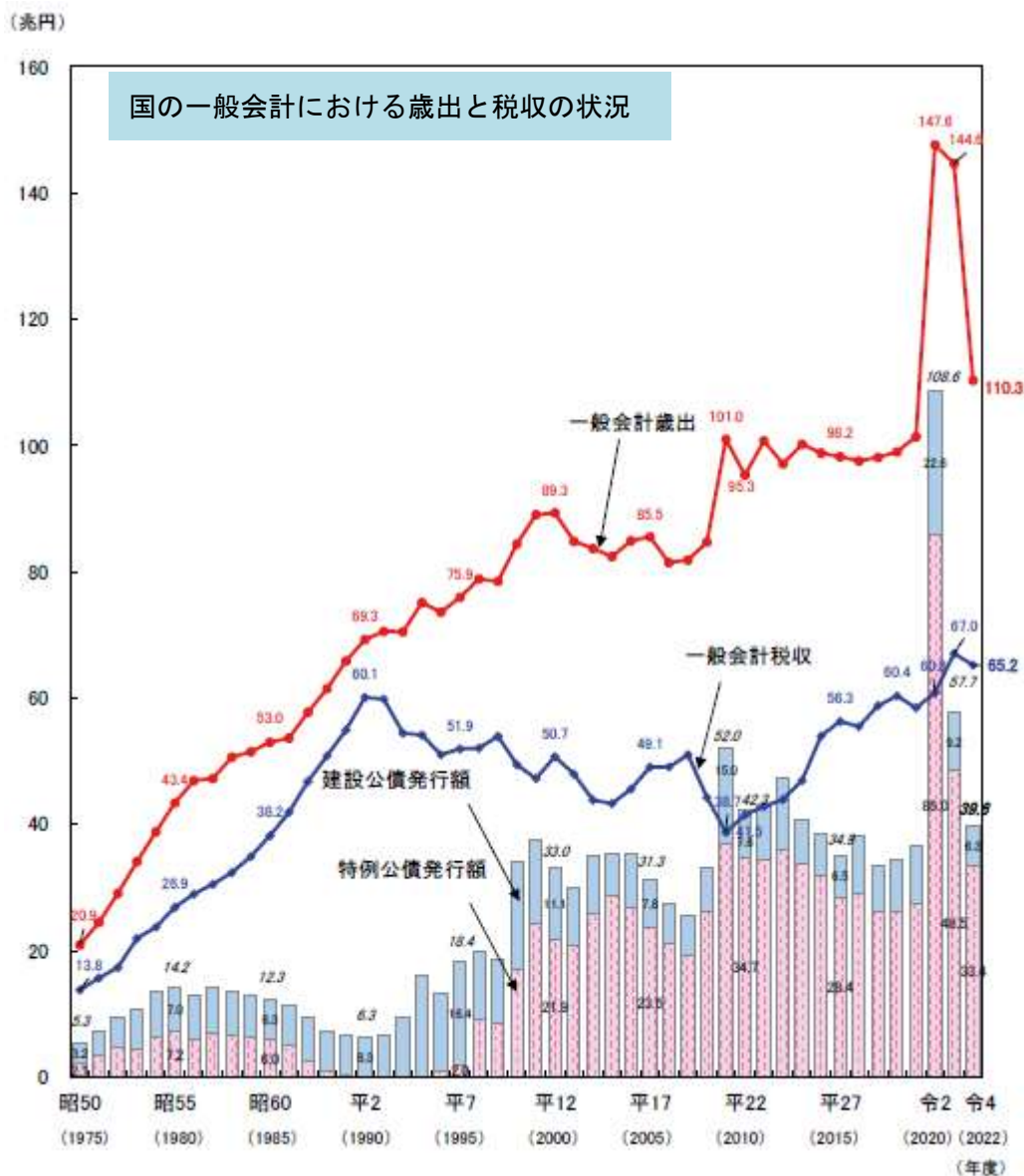
が「騎馬戦型」となっており、これから「肩車型」になると言われています。「親の世代は少ない負担で十分な給付が受けられたが、子どもたちの世代は給付が少ない、孫の世代になるともらえないかもしれない」という世代間の格差が、有識者の中で指摘され始めています。

※1) 団塊の世代は 1947～1949 (S22～24) 年、第 2 次ベビーブーム世代は 1971～1974 (S46～49) 年生まれ。

2. 国の財政状況

令和4年11月29日に行われた国の財政制度等審議会では、「誠に残念なことであるが、我々の世代は、このままでは、巨額の債務を将来世代に残さざるを得ない。将来世代からすると、その努力により納めた税金の用途は自ら決定することが当然であるのに、我々の世代が残した債務の償還費や利払い費の負担によって、大きく制約されてしまうのである。さらに、財政運営に対する市場からの信認が損なわれるリスクも、我々の世代から押しつけられるのである。しかも、我々の世代における政策決定に関与できないまま、一方的に、そのような影響を受けることになるのである。これは、理不尽なことではないか。」と意見を述べられています。

出典：令和4年11月29日財政制度等審議会「令和5年度予算の編成等に関する建議」



出典：財務省「日本の財政関係資料」（令和4年10月）

国の一般会計における歳出と税収の状況は、上の折れ線グラフのとおり、通称「ワニの口」と言われ、歳出が税収を大幅に上回る状況が続いています。歳入の足りない部分は、棒グラフのとおり、「赤字国債」の発行でまかなっている状況です。

そのため、国の公債残高は、年々増加の一途を辿っており、令和5年度末の普通国債残高は1,068兆円にのぼると見込まれていますが、これは国の税収15年分に相当し、経済学者やマスコミ等から将来世代に大きな負担を残すと言われていています。

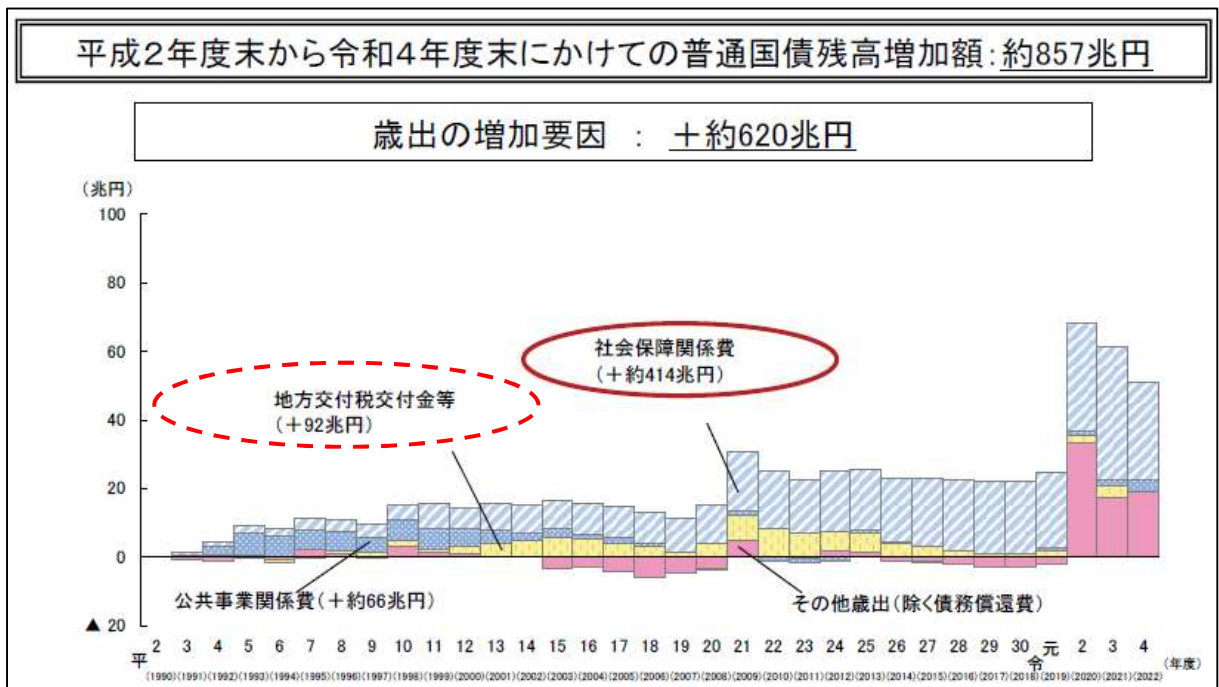
『国の令和5年度予算を1年間の家計にたとえると』

世帯年収は694万円（税収等）なのに、450万円の借金（国債発行）を行いながら生活し、既にローン残高は1億680万円に達している計算になります。

※国の令和5年度一般会計当初予算である歳入・歳出予算総額114.4兆円を例に、1兆円を10万円に換算し、1年間の支出が1,144万円の一般家庭の家計にたとえています。

3. 国の公債残高の増加要因

下のグラフのとおり、平成2年度以降の普通国債残高の累増について見ると、歳出面では、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方交付税交付金等の増加が主要因となっています。また、歳入面では、過去の景気の悪化や減税による税収の落ち込みが主要因となっています。



出典：財務省「日本の財政関係資料」（令和4年10月）

右のグラフのとおり、急激な高齢化の進展を背景に、社会保障費（年金、医療、介護等）は大きく増加してきました。

社会保障制度の基本は保険料による支え合いですが、保険料のみでは負担が現役世代に集中してしまうため、公費も充てることとしています。実際には、必要な公費負担を税金でまかないきれず、借金に頼っており、私たちの子や孫の世代に負担を先送りしている状況です。私たちが受益する

社会保障の負担は、あらゆる世代で負担を分かち合いながら私たちがまかなう必要があります。また、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、社会保障制度を全世代型に転換していかなければなりません。



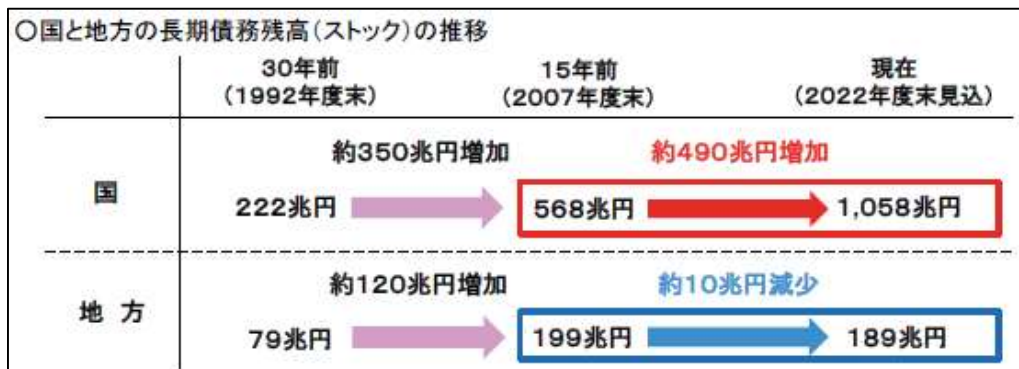
出典：国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度社会保障費用統計」

(注) 令和4年度の値は厚生労働省の当初予算ベース

4. 国の財政健全化目標

国の歳出と全国の自治体（以下、「地方」という。）の歳出合計を比較すると概ね4：6となっています。また、地方交付税等の財源移転により、国と地方の税財源比も概ね4：6となっています。しかし、国と地方の財政状況を比較すると、財政収支(※2)で見ても、長期債務残高で見ても、国は地方より極めて厳しい状況にあると言われています。

※2) 国の財政収支は、8ページ上段のグラフを参照



出典：財務省「日本の財政関係資料」(令和4年10月)

上の図は、国と地方の長期債務残高の推移ですが、2007年度末と2022年度末を比較すると、国の長期債務残高が約490兆円増加しているのに対し、地方は約10兆円減少と なっています。前頁上段のグラフにもあるように、国の長期債務残高増加の理由の一つに、地方の財源不足を支援していることも一因だと言われています。

このような状況の中、令和4年11月29日に行われた国の財政制度等審議会では、「日本の財政が世界的に見ても最悪の状況にある中で、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に着実に取り組むことが不可欠である。」と意見を述べられています。

出典：令和4年11月29日財政制度等審議会「令和5年度予算の編成等に関する建議」



(令和3年6月18日閣議決定)

※3) プライマリーバランス (PB) を黒字化とは

財政収支において、借入金を除く税収などの歳入と過去の借入に対する元利払いを除いた歳出の差のこと。そのバランスが均衡していれば、借金に頼らない行政サービスをしているということを表す。

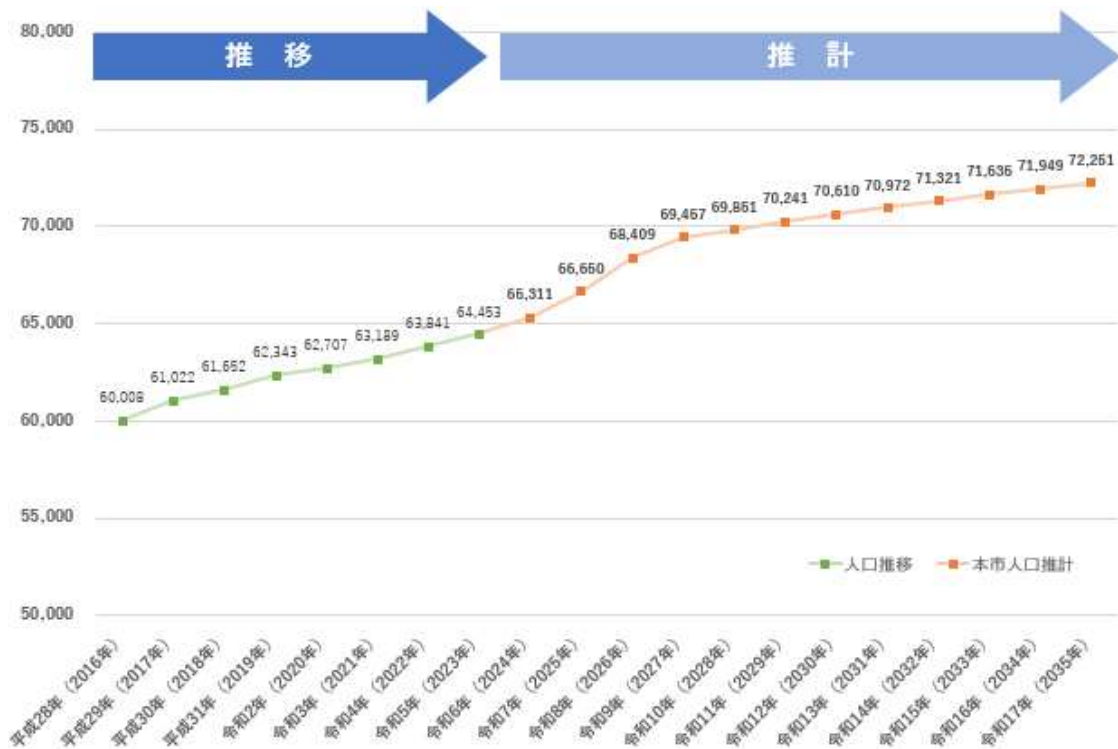
第3章 本市の人口と財政状況

1. 市における人口

(1) 将来総人口

本市における、住民基本人口台帳による人口の推移では、熊本市をはじめ県内外からの転入による社会増が続いています。

下のグラフのとおり、今後の開発等を考慮した回帰分析での推計でも増加傾向が続くものと予測され、令和11年度には人口は70,000人(※4)を超えると予測されています。

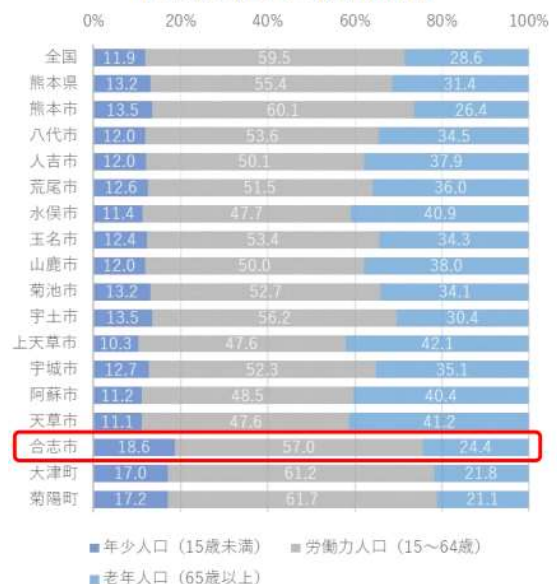


(2) 年齢階層別人口

県内 14 市及び近隣 2 町における令和 2 年 (2020 年) の国勢調査での 3 階級別人口 (年少人口・労働力人口・老年人口) 構成比をみると、年少人口比率は 18.6%で最も高く、老年人口比率は 24.4%と、菊陽町、大津町に次いで 3 番目に低い状況です。

日本全体や熊本県全体と比較しても、年少人口の割合は高く、老年人口の割合は低い状況です。(※4)

【3階級別の人口構成比比較】

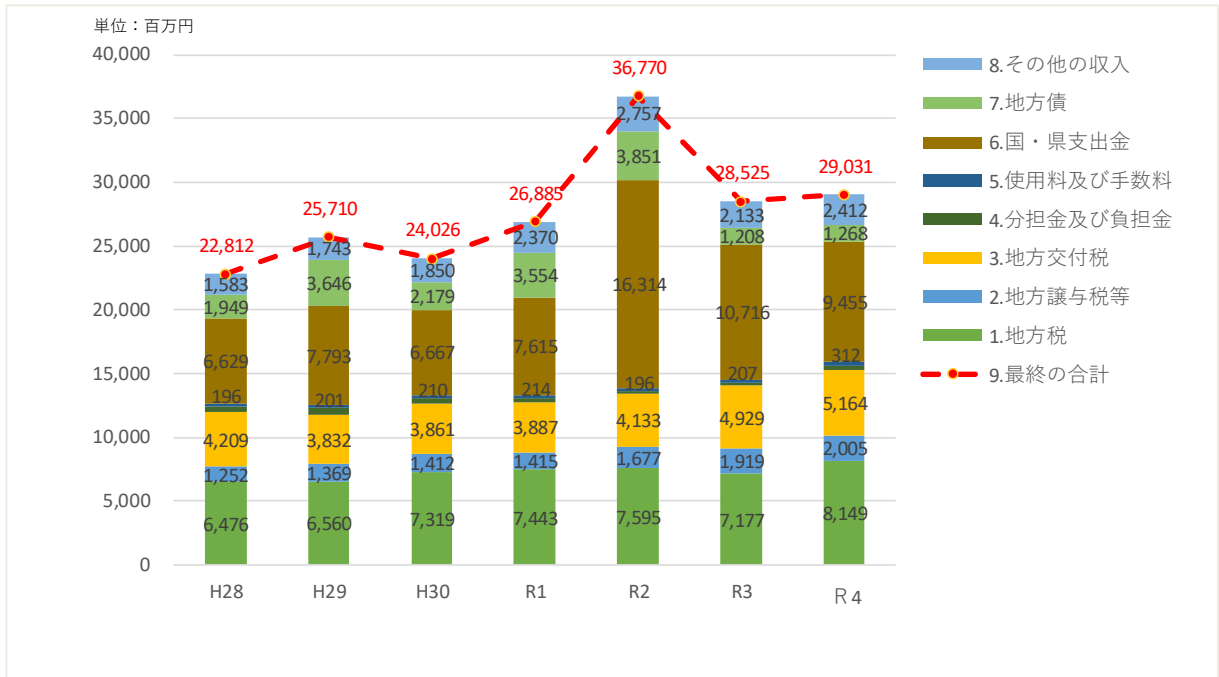


※4) 合志市総合計画 (R6.3 策定予定)

2. 市の財政状況

(1) 歳入の状況

次のグラフのとおり、平成28年度以降の歳入総額は増加傾向にあるものの、景気の動向に左右される法人市民税（地方税の一部）の増減が著しい状況にあります。



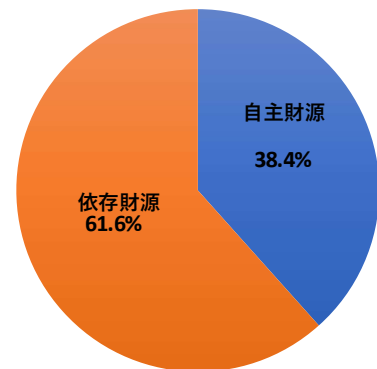
令和4年度決算における自主財源と依存財源の割合は右のグラフのとおり概ね4：6となっています。

自主財源とは、市が自主的に収入できる財源で、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。

一方、依存財源とは、国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入で、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税等がこれに該当します。

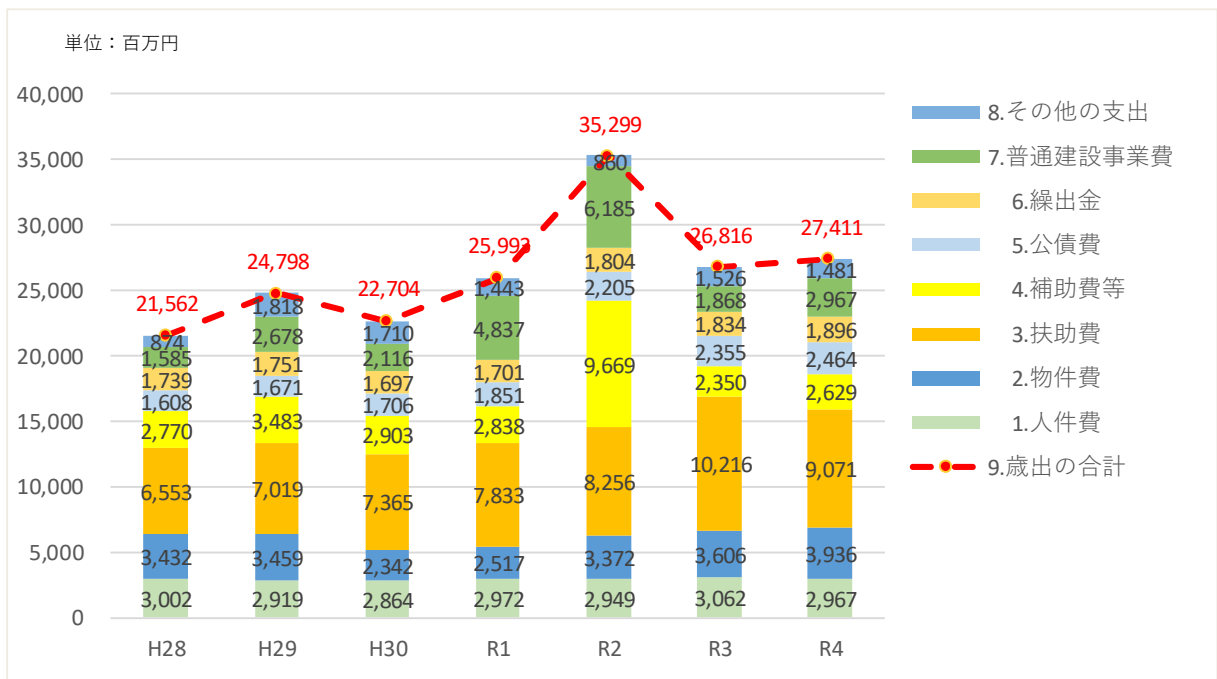
本市の財政は、国に大きく依存した財源構成となっているため、今後も国の財政計画に大きく左右されることが予測されます。

自主財源・依存財源の割合
(令和4年度決算)



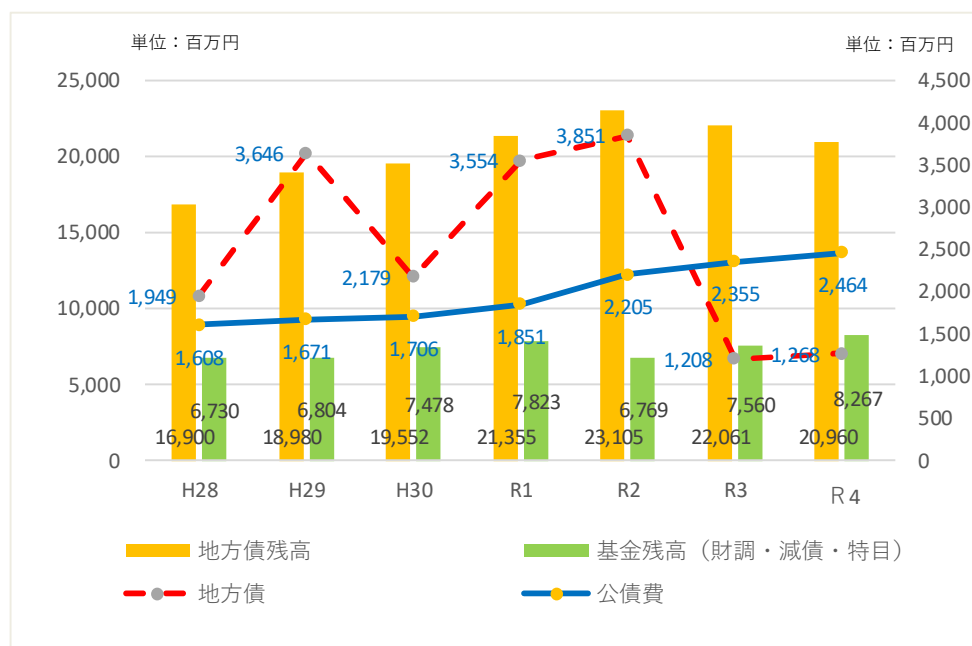
(2) 歳出の状況（性質別分類）

歳出総額は、次のグラフのとおり、人件費・扶助費・公債費からなる義務的経費の増加が著しい状況です。特に扶助費については、毎年6%前後の大きな伸びで推移しています。



(3) 地方債残高と基金の状況

地方債残高については、小中学校新設による起債により一時増加しました。臨時財政対策債(※5)を含む年間の借り入れ総額は15億円以内を目安としています。また、ここ数年は、マイナス金利政策等の影響もあり、低金利で借り入れることができます。基金残高については、法人市民税の税収等が増えたことによる繰入れの減少などにより、基金残高が増加しています。

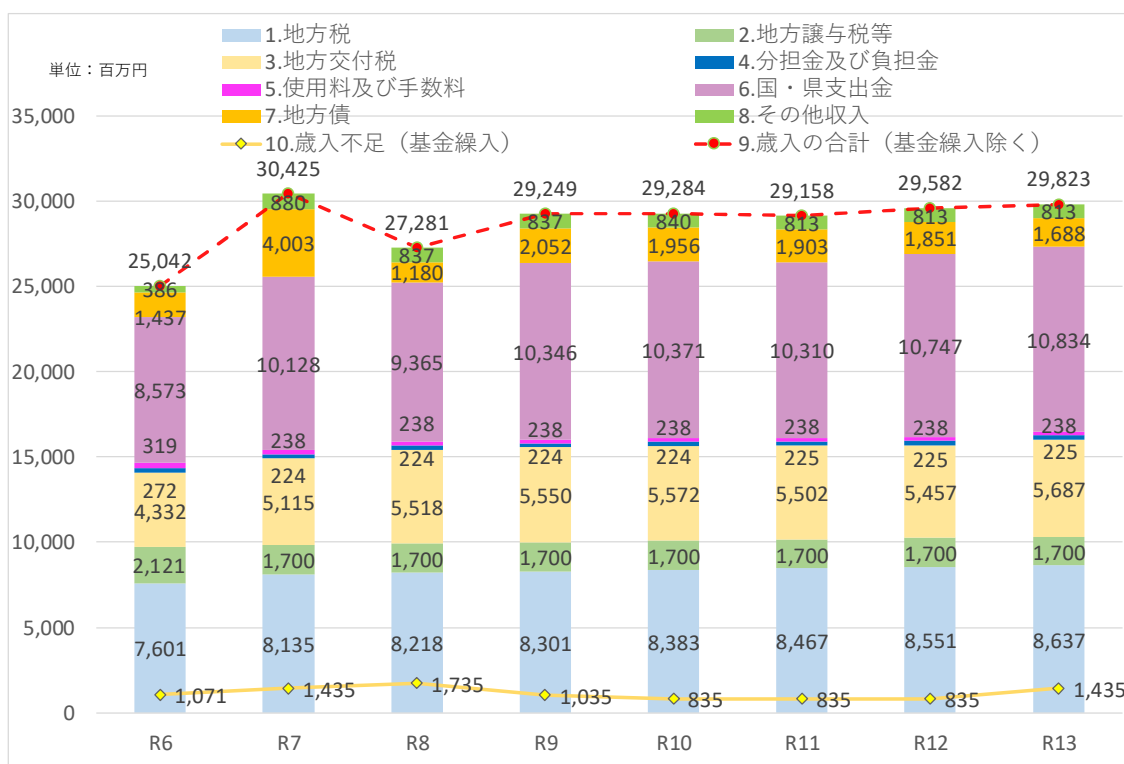


※5) 臨時財政対策債とは、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足しているため、地方交付税の交付額を減らし、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとるが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で100%措置される。

3. 市の財政状況の見通し

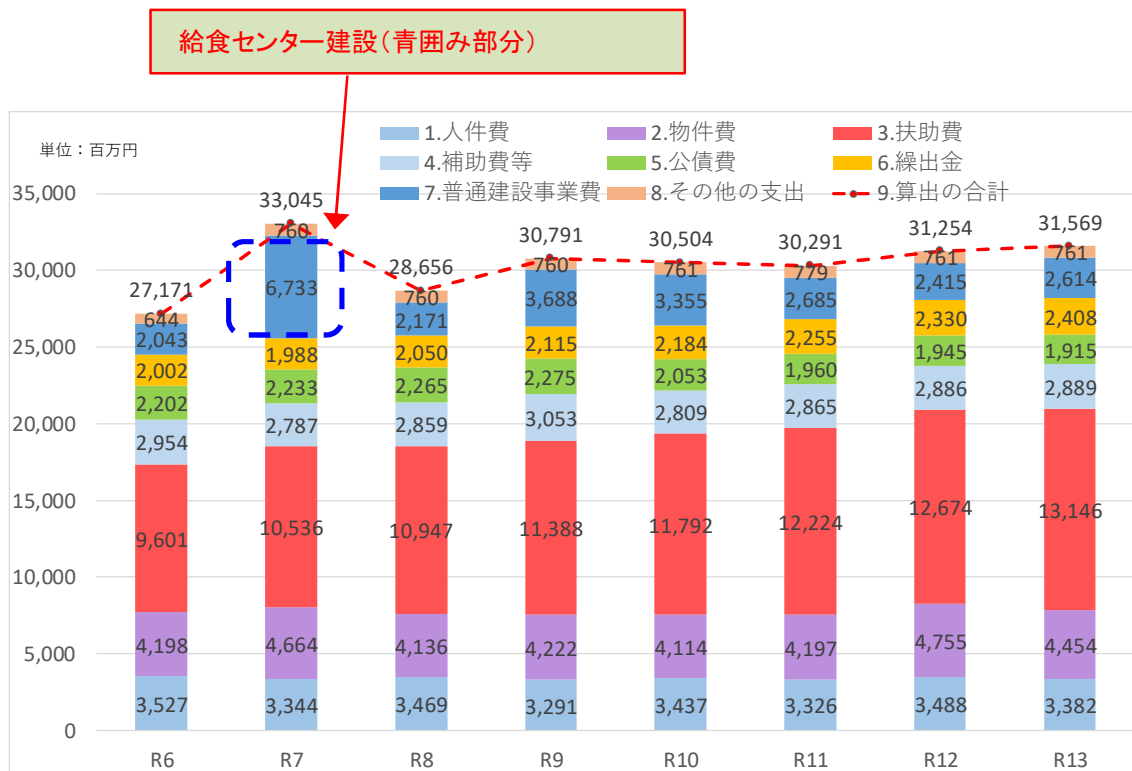
(1) 歳入の見通し（合志市財政計画R6～R13より）

歳入全体としては、人口増による歳出の伸びに合わせて増額傾向となっています。市税については、将来人口の伸びにより、市県民税、固定資産税の増収が見込まれます。普通交付税については、令和7年度、12年度の国勢調査での人口増により需要額が増えるため、増加傾向と見込まれています。国県支出金、市債については、各年度の事業費に合わせた収入が見込まれています。



(2) 歳出の見通し（合志市財政計画R6～R13より）

次のグラフのとおり、歳出については、人口増と高齢化に伴い扶助費の大きな伸びが見込まれます。また、小中学校の大規模改修や増築、給食センター建設が予定されている年度に普通建設事業費の伸びが大きく見込まれます。市債償還である公債費については、計画期間の後半に普通建設事業費が平準化することに併せて、減少していくと見込まれます。



(3) 地方債残高と基金の見通し（合志市財政計画R6～R13より）

計画期間の前半は小中学校の大規模改修・増築工事、給食センター建設などの大規模な事業による市債が増加し、市債残高も増加することが見込まれます。計画後半では普通建設事業費が平準化することにより、償還額が発行額を上回り、市債残高が減少していくと見込まれます。

基金については、令和13年度末の財政調整基金残高を30億円確保する計画となっています。計画期間中は減債基金や特定目的基金を活用し、過度の将来負担とならない計画になっています。

第4章 市有施設等の現況

1. 建築系施設の用途別保有の状況

※平成28年3月末時点

主な建築系施設の用途別の状況は次のとおりとなっています。

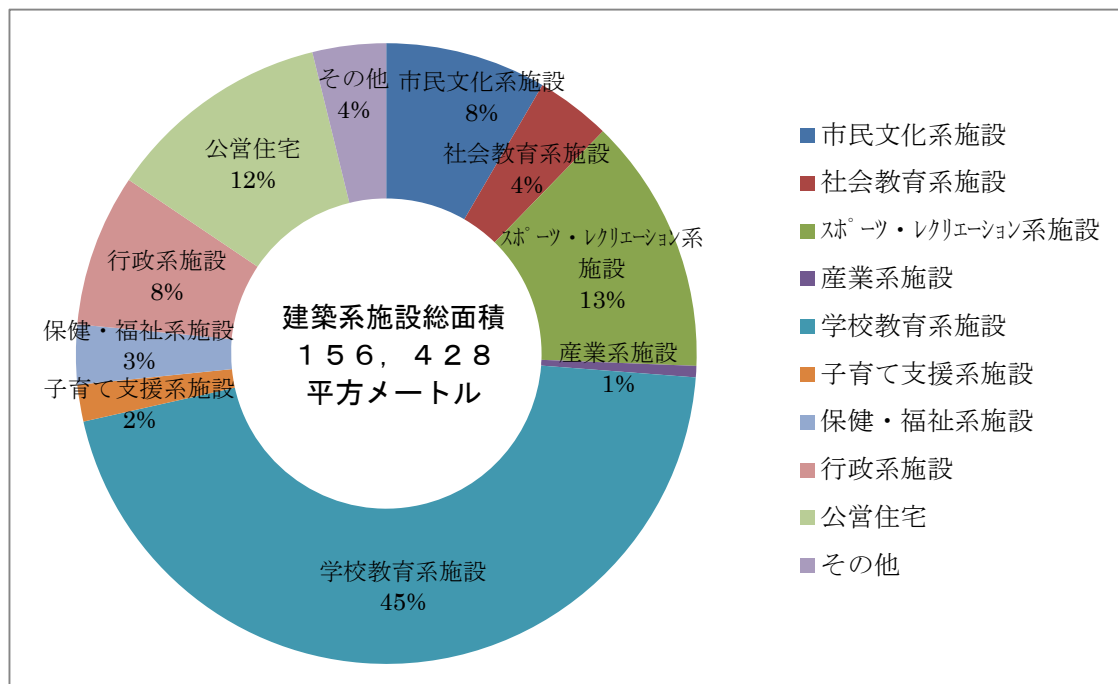
学校教育系施設が45%を占め、スポーツ・レクリエーション系施設が13%、市民文化系施設が8%、公営住宅が12%となっています。

	大分類	延床面積(㎡)	割合
1	市民文化系施設	13,118	8%
2	社会教育系施設	6,115	4%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	20,866	13%
4	産業系施設	926	1%
5	学校教育系施設	70,781	45%
6	子育て支援系施設	2,993	2%
7	保健・福祉系施設	4,861	3%
8	行政系施設	12,425	8%
9	公営住宅	18,351	12%
10	その他	5,991	4%
合 計		156,428	100.0%

※ 上表には、企業会計（上水道・工業用水道・下水道）の施設は含まれていません。

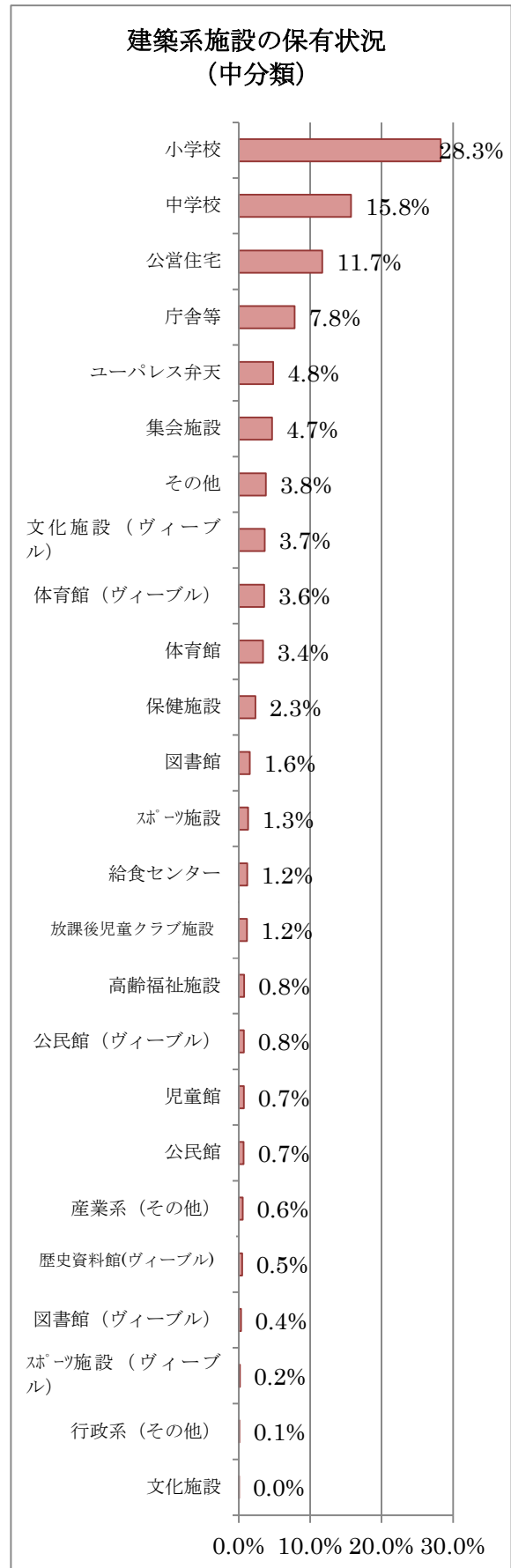
※ また、建設時の補助金・交付金等に係る事情により、市で建設し、建設後の所有も市となっていますが、使用している各団体が事実上の管理運営を行っている（将来は譲渡予定）施設が次のとおりありますが、上表の数値には含まれていません。

- ・コミュニティ（自治公民館的）施設が4箇所（951㎡）
- ・農業などの産業用施設（堆肥施設、共同倉庫・作業所など）が28箇所（25,829㎡）



建築系施設の保有状況（中分類）

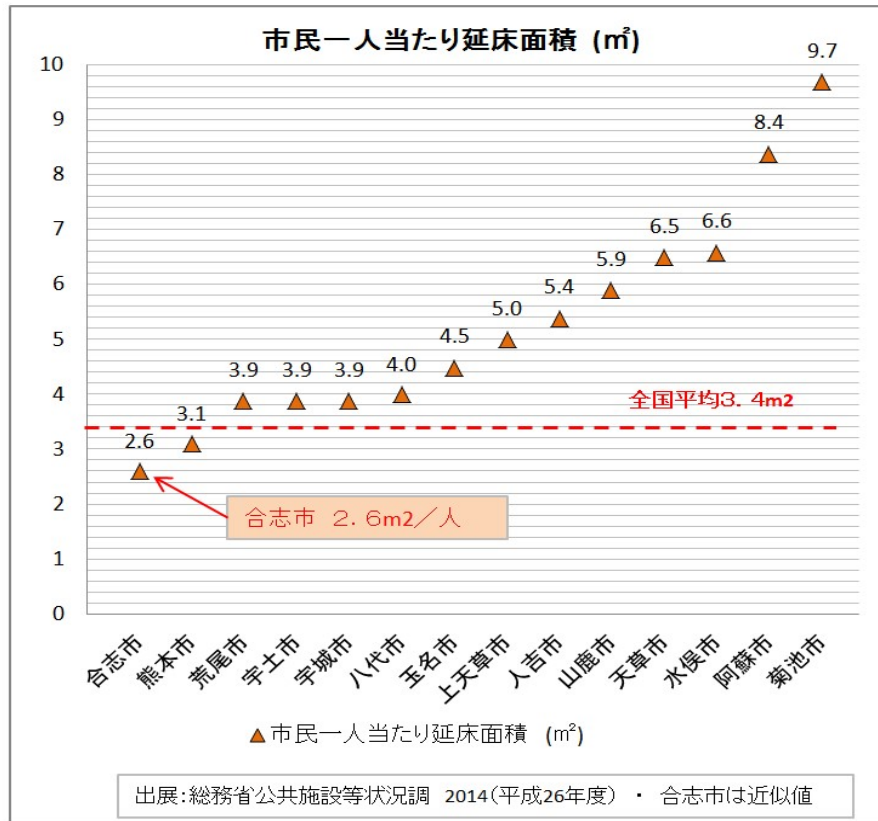
	大分類	中分類	延床面積 (㎡)	割合
1	市民文化系 施設	文化施設(ヴィー ブル)	5,720	3.7%
2		文化施設	50	0.03%
3		集会施設	7,349	4.7%
4	社会教育系 施設	公民館(ヴィーブ ル)	1,179	0.8%
5		公民館	1,127	0.7%
6		図書館(ヴィーブ ル)	560	0.4%
7		図書館	2,471	1.6%
8		歴史資料館 (ヴィーブル)	778	0.5%
9	スポーツ・レクリ エーション系施 設	体育館(ヴィーブ ル)	5,615	3.6%
10		体育館	5,343	3.4%
11		スポーツ施設 (ヴィーブル)	288	0.2%
12		スポーツ施設	2,063	1.3%
13		ユーパレス弁天	7,557	4.8%
14	産業系施設	産業系(その他)	926	0.6%
15	学校教育系 施設	小学校	44,240	28.3%
16		中学校	24,644	15.8%
17		給食センター	1,896	1.2%
18	子育て支援 系施設	児童館	1,162	0.7%
19		放課後児童クラ ブ施設	1,831	1.2%
20	保健・福祉系 施設	保健施設	3,663	2.3%
21		高齢福祉施設	1,198	0.8%
22	行政系施設	庁舎等	12,270	7.8%
23		行政系(その他)	155	0.1%
24	公営住宅	公営住宅	18,351	11.7%
25	その他	その他	5,991	3.8%
合 計			156,428	100%



2. 市民一人当たりの建築系施設の保有状況

※平成28年3月末時点

市民一人当たりの延床面積は2.6㎡となっており、全国平均3.4㎡を下回っています。また、県内の他市と比較すると次のようになっています。



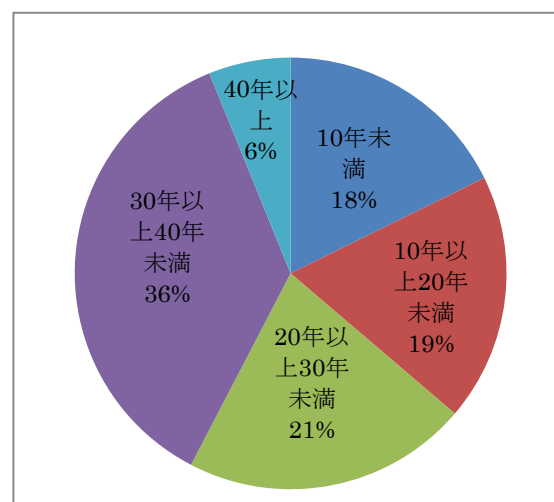
3. 築年別の整備状況

※平成28年3月末時点

主な建築系施設における築年別の延床面積は次のとおりとなっています。築40年以上となっているのは、西合志中央小学校の一部と西合志南小学校の一部及び公営住宅の一部などです。

建築系施設の保有状況（築年別延床面積）

建築後年数	延床面積 (㎡)	割合
10年未満	27,725	18%
10年以上20年未満	28,972	19%
20年以上30年未満	33,480	21%
30年以上40年未満	56,640	36%
40年以上	9,611	6%
合計	156,428	100%



4. インフラ系施設の状況

※平成28年3月末時点

(1) 道路

市	一般道路	実延長	420,941 m
		道路面積 (道路部)	2,494,111 m ²
道	自転車 歩行者道	実延長	744 m
		道路面積 (有効幅員)	2,684 m ²
農道		実延長	48,400 m
		道路面積 (有効幅員)	180,248 m ²

(2) 橋りょう

市道	箇所数	71ヶ所
	実延長	691 m
	橋りょう面積	4,024 m ²
農道	箇所数	3ヶ所
	実延長	29 m
	橋りょう面積	137 m ²

(3) 水道 (企業会計)

上水道 工業用水道	総延長	328,723 m
	うち導水管延長	11,480 m
	うち送水管延長	80 m
	うち配水管延長	317,163 m
	配水池 (箇所数)	15箇所

(4) 下水道 (企業会計)

公共下水道 農業集落排水	管路延長	322,697 m
	汚水処理場 (※6)	4箇所
	中継ポンプ場	6箇所
	マンホールポンプ場	56箇所

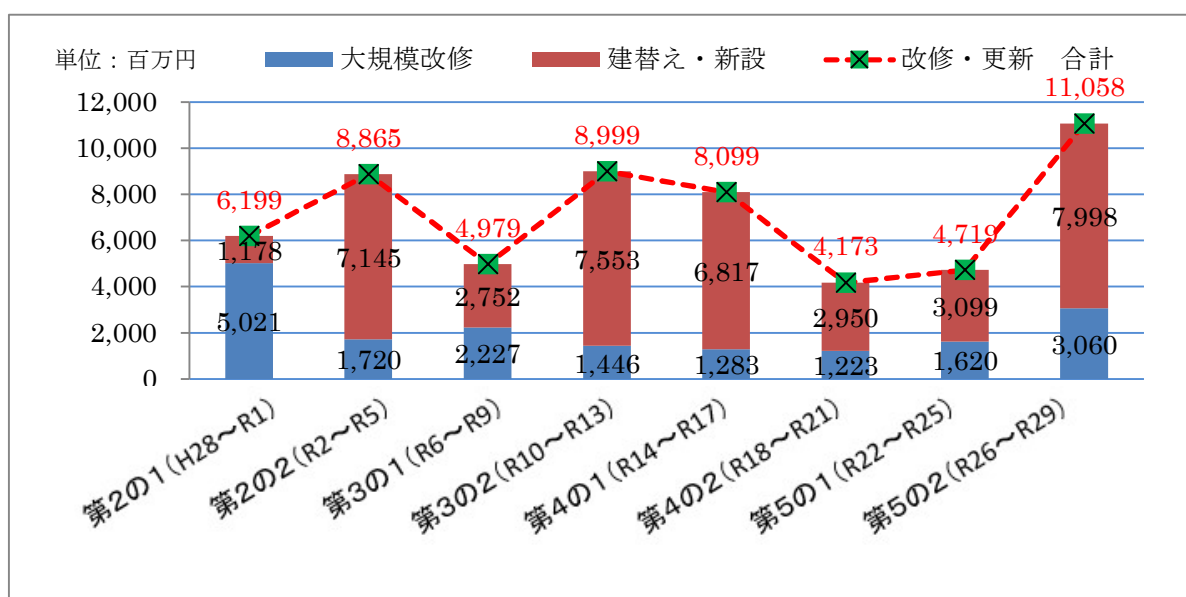
※6) 公共下水道の汚水処理場2箇所及び農業集落排水の汚水処理場2箇所の計4箇所。うち1箇所の須屋浄化センターについては、平成28年3月31日をもって熊本市他2市町共同で汚水処理を行う熊本北部流域下水道に接続し、処理場としての機能を廃止し、現在、施設廃止後の処理を行っています。

第5章 市有施設等の更新費用の見通し

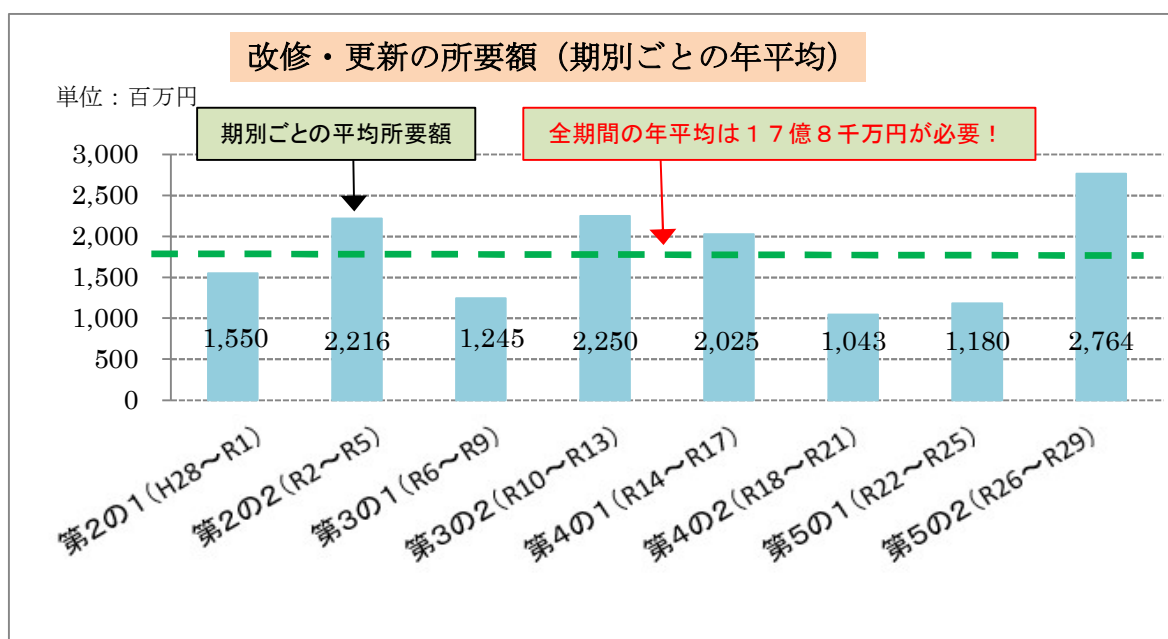
1. 建築系施設の将来更新費用（試算結果・全体）

将来廃止が決まっている施設を除き、適正な時期に大規模改修等を実施し、一般的な耐用年数を経過した後に、現状規模のまま更新（建替え）を行ったと仮定し試算した結果、今後32年間で570億円と算出されました。年平均に換算すると、17億8千万円になります。

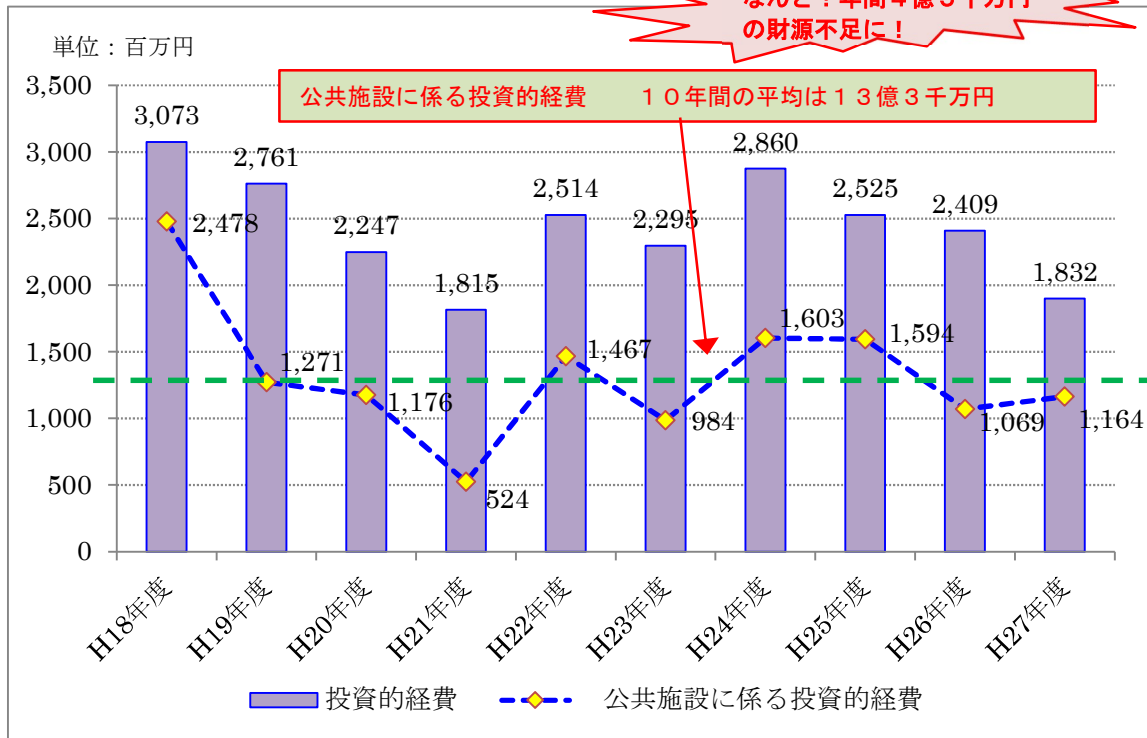
本市では「合志市総合計画」を8年ごとに策定し、4年ごとの基本計画内において必要な財政計画を見直しながら行政経営を行っていますので、これに合わせ、4年ごとに必要な改修・更新費用を試算した結果、次のグラフになりました。



また、上のグラフで示した4年ごとに必要な改修・更新費用を年平均の所要額にすると、次のグラフのようになりました。



一方、平成18年度から10年間の投資的経費の総額と公共施設に係る投資的経費は、次のグラフのとおりです。今後、必要と見込まれる更新に係る経費は、この10年の公共施設における投資的経費平均を大きく上回っています。



2. 建築系施設の将来更新費用 (試算結果・詳細)

次の表は、1.のグラフで示した合志市総合計画の「基本構想」策定サイクルである8年ごとに、あくまで耐用年数から更新時期を割り出し、31ページに示す「4.改修・更新費用の試算根拠」の考え方に基づいて費用を試算した結果です。なお、必ずしもこの時期に大規模改修や更新を行わなければならないということではありません。

① 第2次基本構想期間 (H28～R5)

耐用年数 RC50年(木造30年)				大規模改修(千円)	建替え・新設(千円)	改修・更新 合計(千円)	年平均(千円)
第2次基本構想	1期	2016 平成28年	1	5,020,794	1,178,168	6,198,962	1,549,741
		2017 平成29年	2				
		2018 平成30年	3				
		2019 令和1年	4				
	2期	2020 令和2年	5	1,719,612	7,145,304	8,864,916	2,216,229
		2021 令和3年	6				
		2022 令和4年	7				
		2023 令和5年	8				

上の表期間における主要な更新施設 (※築年数は平成28年度時点)

【大規模改修】ルーロ合志 (築34年)、合志市役所 (築26年)、合生文化会館 (築33年)、人権ふれあいセンター (築34年)、御代志市民センター (築29年)、ホビーセンター (築29年)、総合センターヴィーブル (築21年)、西合志図書館 (築21年)、合志市マンガミュージアム (築21年)、泉ヶ丘市民センター (築19

年)、市総合運動公園内各施設(築36年)、市武道館(築31年)、泉ヶ丘体育館(築31年)、黒石市民センター体育館(築23年)、妙泉寺体育館(築19年)、合志中央団地集会所(木造・築11年)、市農業総合センター(築30年)、西合志第一小学校の給食室棟No5-1・管理高学年棟No10・管理高学年棟No12(築24年～38年)、西合志南小学校の管理及び教室棟No11ほか(築24年)、西合志東小学校の管理及び教室棟No8-2ほか(築23年)、南ヶ丘小学校の教室棟No5-3(築24年)、西合志南中学校の教室棟No11-1～No11-3・技術教室棟No7-2ほか(築32年～築22年)、合志中学校の普通教室棟No4-1・教室棟No12・管理棟No9-1ほか(築38年～築27年)、東児童館(築30年)、サンヒマワリあいおい(築17年)、西合志南小学校放課後児童クラブ施設(木造・築14年)、他にも小規模な施設多数あり。

【建替え・新設】黒石市民センター本館(築43年)、三つの木の家(木造・築27年)、西合志中央小学校の管理教室棟No1(築46年)、南ヶ丘小学校の第1放課後児童クラブ施設(木造・築23年)、合生住宅(築51年)、他にも小規模な施設あり。

② 第3次基本構想期間(R6～R13)

耐用年数 RC50年(木造30年)				大規模改修(千円)	建替え・新設(千円)	改修・更新 合計(千円)	年平均(千円)	
第3次基本構想	1期	2024	令和6年	9	2,226,742	2,751,954	4,978,696	1,244,674
		2025	令和7年	10				
		2026	令和8年	11				
		2027	令和9年	12				
	2期	2028	令和10年	13	1,445,629	7,553,050	8,998,679	2,249,670
		2029	令和11年	14				
		2030	令和12年	15				
		2031	令和13年	16				

・上の表期間における主要な更新施設(※築年数は平成28年度時点。今から8年後～16年後の期間)

【大規模改修】須屋市民センター本館・体育館(築12年)、ユーパレス弁天本体・物産館(築15年)、南原住宅集会室(木造・築8年)、西合志第一小学校の管理高学年棟No1-2・給食室棟No5-2、No5-3(築17年)、西合志中央小学校の低学年特別教室棟廊下増築分No2-3・管理教室棟No1-2・管理教室棟No1-3(築11年)、西合志東小学校の管理及び教室棟No8-3・管理及び教室棟No8-4・給食室棟No3-2(築14年～15年)、合志小学校全体(築10年)、西合志南中学校の管理及び教室棟No1-3・同No1-4、道No1-5ほか(築12年～14年)、放課後児童クラブ施設7箇所(木造)、栄市民センター「みどり館」(築14年)、保健福祉センター「ふれあい館」(築14年)、合志中央団地(築11年)他

【建替え・新設】市総合運動公園各施設(築36年)、西合志第一小学校(管理、高学年棟No1-1、屋内運動場No6、給食室棟No5-1、低学年棟No3、プレイルームNo2、ほか・築37年～38年)、西合志中央小学校(低学年・特別教室棟No2-1、低学年・特別教室棟No2-2、屋内運動場No4-1ほか・築37年～38年)、西合志南小学校(低学年棟No2、低学年棟No3、低学年棟No4、管理及び教室棟No1-1、特別教室及び教室棟No1-2、屋内運動場No6ほか・築38年～40年)、合志南小学校(教室棟No1～No5まで、屋内運動場No6ほか・築35年～38年)、西合志南中学校(管理及び教室棟No1、特別教室棟No2、給食室棟No4-1、技術教室棟No7-1ほか・築35年～36年)、合志中学校(普通教室棟No1～No4まで、屋内運動場No7、管理棟No9ほか・築35年～39年)、栄住宅(築46年～47年)他

③ 第4次基本構想期間（R14～R21）

耐用年数 RC50年(木造30年)				大規模改修(千円)	建替え・新設(千円)	改修・更新 合計(千円)	年平均(千円)	
第4次基本構想	1期	2032	令和14年	17	1,282,626	6,816,842	8,099,468	2,024,867
		2033	令和15年	18				
		2034	令和16年	19				
	2期	2035	令和17年	20	1,222,872	2,949,652	4,172,524	1,043,131
		2036	令和18年	21				
		2037	令和19年	22				
		2038	令和20年	23				
		2039	令和21年	24				

・上の表期間における主要な更新施設（※築年数は平成28年度時点。今から17年後～24年後の期間）

【大規模改修】西合志中央小学校、西合志南小学校・南ヶ丘小学校、合志南小学校、西合志中学校、西合志南中学校、学校給食センター、南原住宅ほか。※築2年～築9年まで。最近建てた施設がこの時期に更新を迎える。

【建替え・新設】西合志第一小学校（築37年～38年の7棟）、西合志中央小学校（築37年～38年の4棟）、西合志南小学校（築37年～築40年の8棟）、合志南小学校（築37年～38年の3棟）、合志中学校（築37年～39年の7棟）、合志南小学校第1放課後児童クラブ施設（築21年）、南ヶ丘小学校市第1放課後児童クラブ施設（築23年）ほか

④ 第5次基本構想期間（R22～R29）

耐用年数 RC50年(木造30年)				大規模改修(千円)	建替え・新設(千円)	改修・更新 合計(千円)	年平均(千円)	
第5次基本構想	1期	2040	令和22年	25	1,620,359	3,098,978	4,719,337	1,179,834
		2041	令和23年	26				
		2042	令和24年	27				
		2043	令和25年	28				
	2期	2044	令和26年	29	3,060,000	7,997,591	11,057,591	2,764,398
		2045	令和27年	30				
		2046	令和28年	31				
		2047	令和29年	32				

・上の表期間における主要な更新施設（※築年数は平成28年度時点。今から25年後～32年後の期間）

【大規模改修】西合志南小学校（平成27年度増築分）、西合志東小学校（平成26年度増築分）、南ヶ丘小学校（平成26年度増築分）、合志南小学校（平成27年度増築分）、西合志南中学校（平成26年度増築分）、合志中学校（平成26年度増築分）、合志市役所（平成29年度増築・防災センター部分）、野々島防災センター（平成29年度建替え分）、合志楓の森小学校・合志楓の森中学校新設（令和2年度）。昨年度建てた施設から、これから5年以内に新設する予定の施設もこの時期には改修となる。

【建替え・新設】ルーロ合志（築34年）、合生文化会館（築33年）、人権ふれあいセンター（築34年）、御代志市民センター（築29年）、ホビーセンター（築29年）、市総合運動公園内各施設（築36年）、市武道館（築31年）、泉ヶ丘体育館（築31年）、西合志体育館（築33年）、栄体育館（築30年）、市武道館（築32年）、市農業総合センター（築30年）、西合志第一小学校（築30年～35年の2棟）、西合志南小学校（築24年～33年の2棟）、西合志東小学校（築29年～33年の7棟）、南ヶ丘小学校（築29年～33年の7棟）、合志南小学校（築35年～36年の4棟）、西合志中学校（築35年の給食棟）、西合志南中学校（築29年～36年の6

棟)、合志中学校(築30年～36年の5棟)、東児童館(築30年)、合志中央団地C棟・集会棟(木造・築11年)、元気の森公園管理棟(築9年)、小学校放課後児童クラブ施(5箇所)、他にも小規模な施設多数あり。

⑤ 参考(計画期間外)(H60以降の8年以内)

今回の計画期間は、平成59年度までの32年間としていますが、平成60年度以降に建替えを迎える施設の更新費用試算は、179億円と見込んでいます。

・⑤期間における主要な更新施設(※築年数は平成28年度時点。今から33年後～40年後の期間)

【大規模改修】現時点では不明

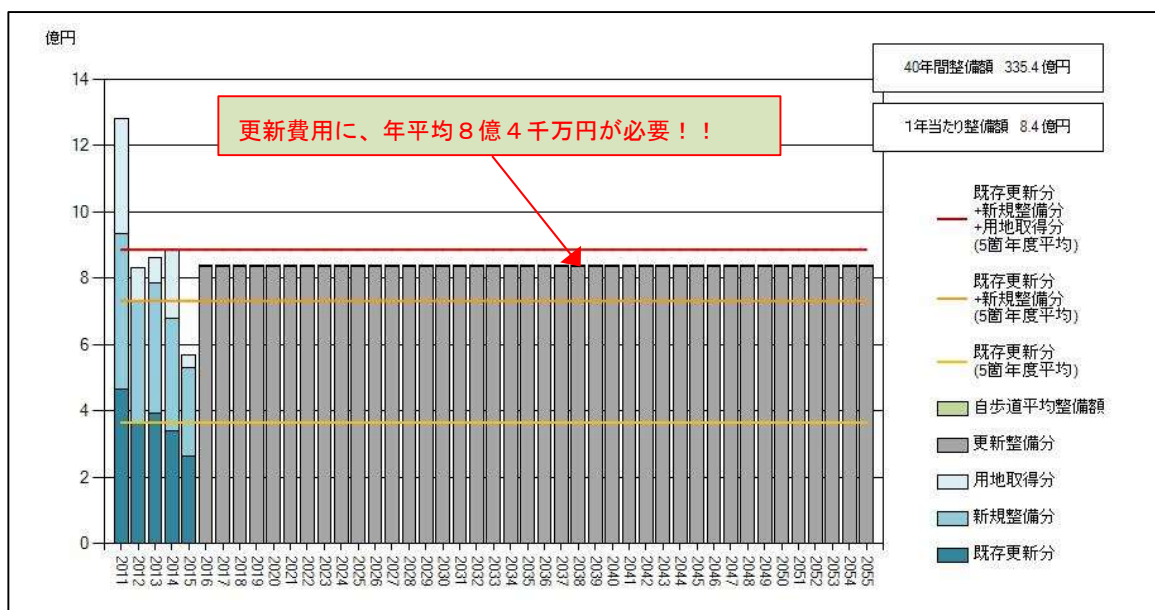
【建替え・新設】合志市役所(築26年)、市老人憩の家(築22年)、総合センターヴィーブル(築21年)、西合志図書館(築21年)、合志市マンガミュージアム(築21年)、合志小学校(築10年)の他、小中学校の一部建替が多数あり。

3. インフラ系施設の更新費用の試算

(1) 道路の更新費用の試算

市道	一般道路	実延長	420,941m
		道路面積(道路部)	2,494,111m ²
	自転車歩行者道	実延長	744m
		道路面積(有効幅員)	2,684m ²
農道	実延長	48,400m	
	道路面積(有効幅員)	180,248m ²	

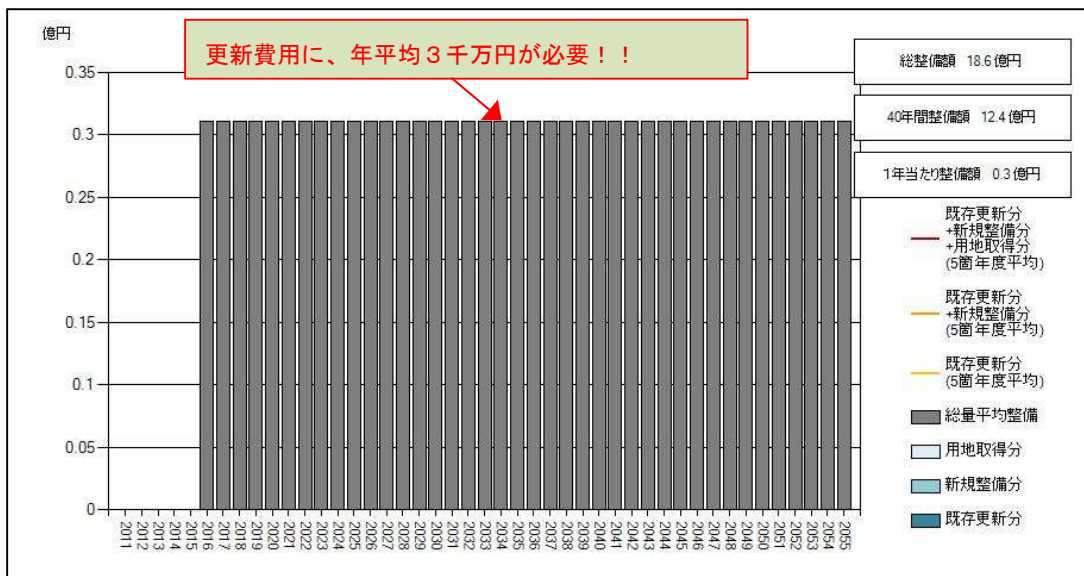
道路は、「全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していく」と仮定しました。次のグラフのとおり、40年間の整備総額は311億8千万円となり、1年間当たりの維持管理費用は平均で7億8千万円になりました。



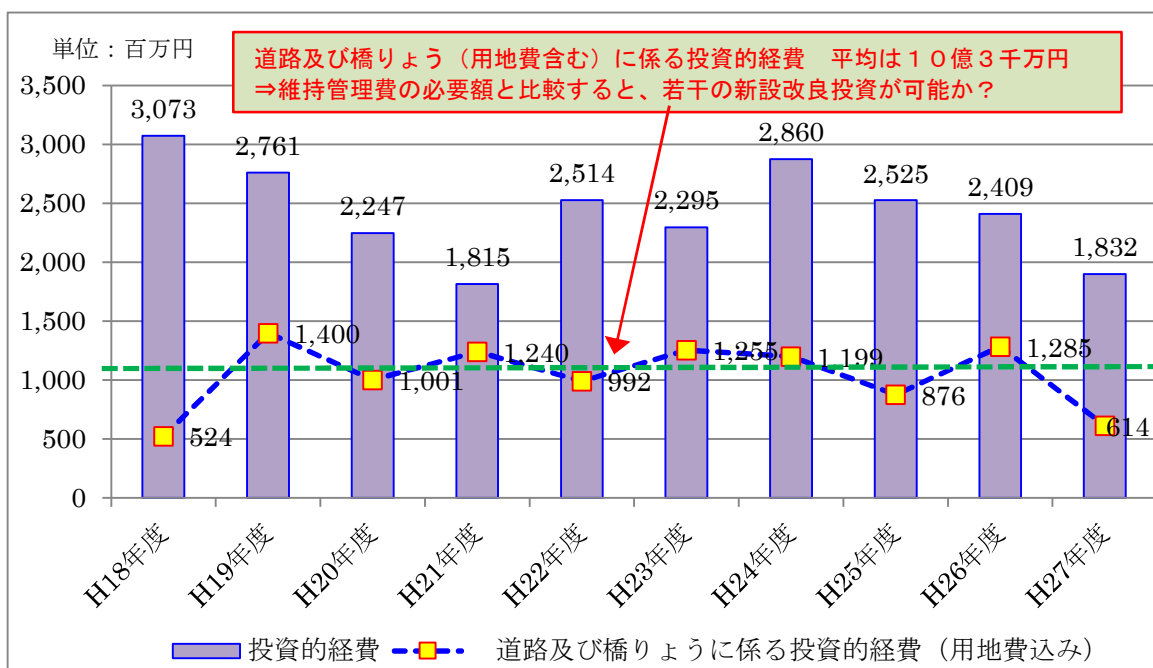
(2) 橋りょうの更新費用の試算

市 道	箇所数	7 1 ヶ所
	実延長	6 9 1 m
	橋りょう面積	4, 0 2 4 m ²
農 道	箇所数	3 ヶ所
	実延長	2 9 m
	橋りょう面積	1 3 7 m ²

橋りょう（歩道橋等）は、「整備した年度から法定耐用年数60年を経過した年度に更新する」と仮定しました。次のグラフのとおり、整備総額は18億円となり、40年間に掛かる維持管理費用の総額は12億円、1年間当たり平均の維持管理費用は3千万円になりました。



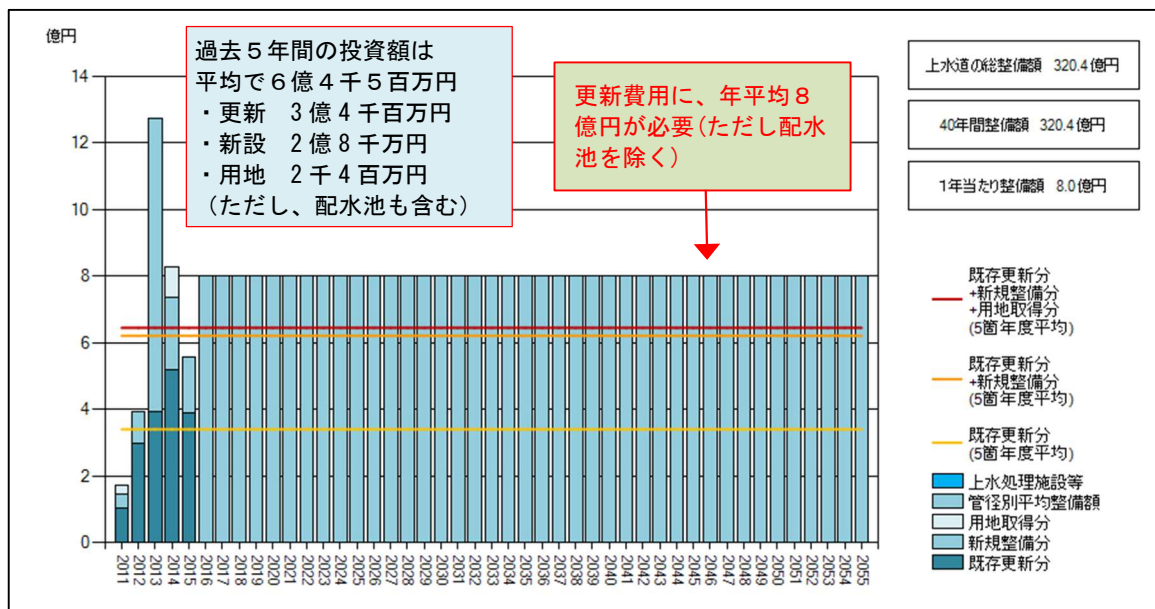
一方、平成18年度から10年間の投資的経費の総額と道路及び橋りょう（用地費を含む）に係る投資的経費は次のグラフのとおりです。今後、必要と見込まれる更新に係る経費は、この10年の公共施設における投資的経費平均より若干下回っています。



(3) 水道（企業会計）の更新費用の試算

上水道 工業用水道	総延長	328,723 m
	うち導水管延長	11,480 m
	うち送水管延長	80 m
	うち配水管延長	317,163 m
	配水池（箇所数）	15箇所

水道管は、「整備した年度から法定耐用年数40年を経過した年度に更新する」と仮定しました。ただし、整備年度が不明なため、整備総額を40年で割った額を平均の更新費用としました。その結果、次のグラフのとおり、年平均の更新費用は8億円になりました。また、配水池15箇所の更新費用は含まれておりませんが、費用が判明している分だけで、これまでに28億8千9百万円分の建設費用が配水池に投資されています。



※配水池 15箇所の規模

名称	規模等
群配水池	3,500 m ³
小山配水池	721.5 m ³
武蔵野台配水池	600 m ³
弁天配水池	1,480 m ³
御代志配水池	1,000 m ³
御代志第2配水池	1,120 m ³
新開配水池	1,300 m ³
須屋配水池	1,500 m ³
合生配水池	1,000 m ³
竹迫配水池	515 m ³
竹迫第2配水池	950 m ³
栄配水池	360 m ³
日向配水池	155 m ³
日向第2配水池	120 m ³
工業用水道配水池	400 m ³

(4) 下水道（企業会計）

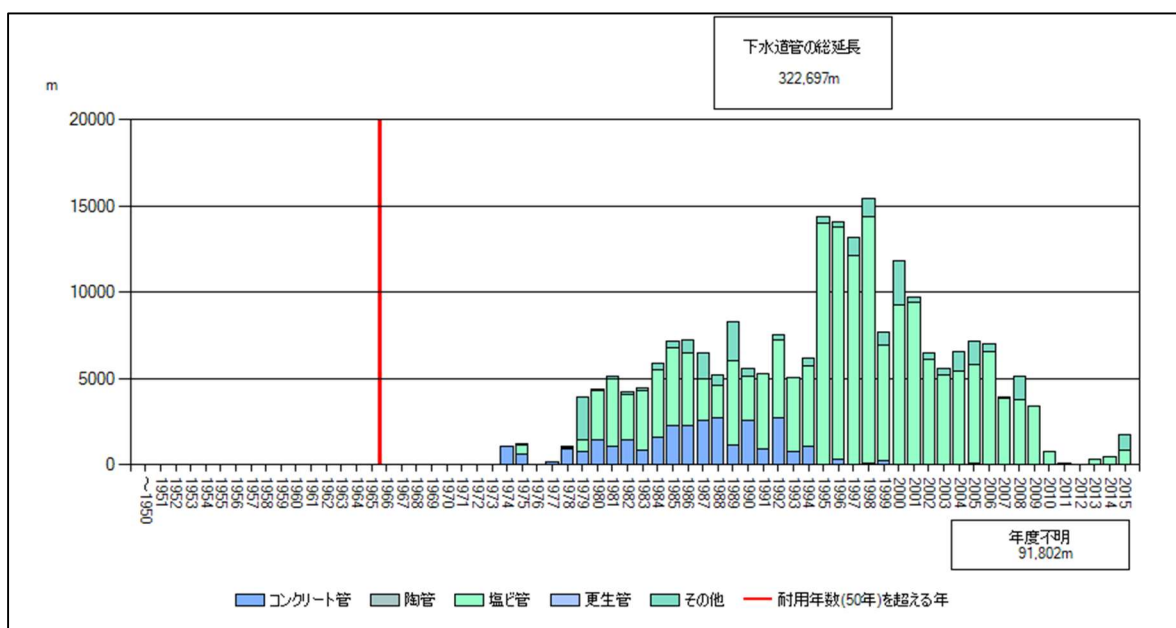
公共下水道	管路延長	322,697m
農業集落排水	汚水処理場（※6）	4箇所
	中継ポンプ場	6箇所
	マンホールポンプ場	56箇所

※6) 20ページの注釈を参照

【年度別の整備状況】

下水道管路施設の年度別整備の状況は、次のグラフのとおりとなっており、下水道管路の総延長は322,697mありました。うち、年度不明な管路延長が、91,802m存在しており、これは、台帳の整備を開始した昭和45年（1970年）頃に整備された分と推測され、40年程度が経過していると思われます。

下水道_年度別整備延長（公共下水道）



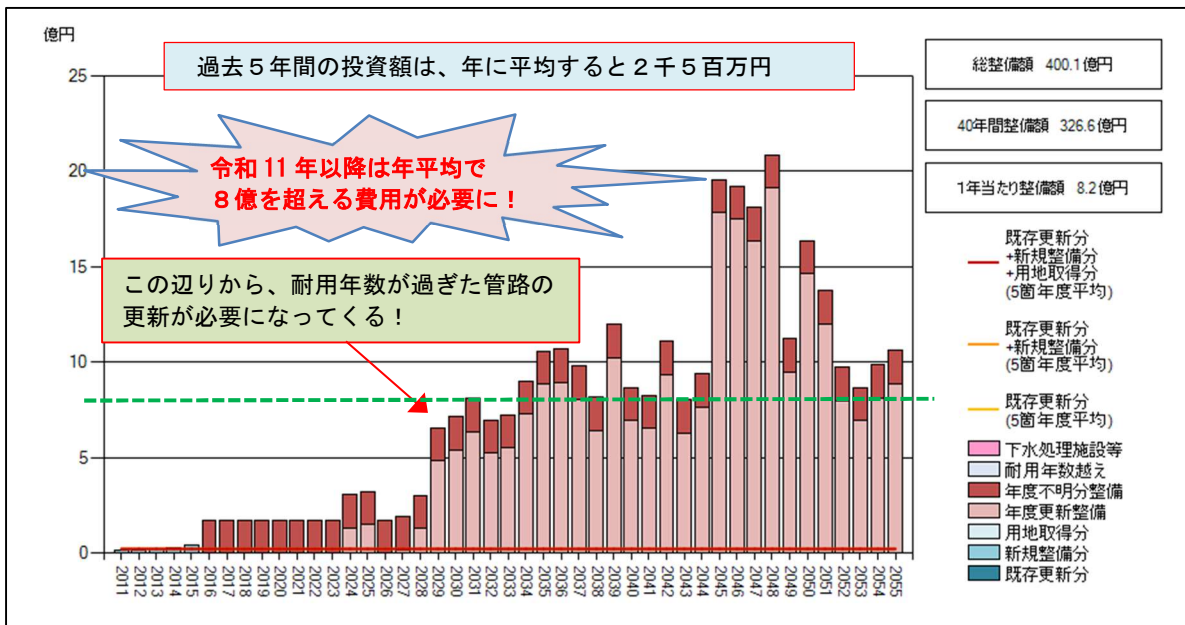
【将来の更新費用の推計】

下水道管は、「整備した年度から法定耐用年数50年を経過した年度に更新する」と仮定しました。処理場及び中継ポンプ場などを除いた整備総額は、400億1千万円となり、40年間に必要な更新費用は326億6千万円になりました。1年当たりに必要な更新費用の平均は、8億2千万円となりました。しかし、これには処理場及びポンプ場などの維持管理及び更新費用は含まれておらず、建設費用ベースとなりますが、費用が判明している分だけで、58億9千8百万円分あります。内訳は、処理場3箇所（公共下水道1箇所

+農業集落排水2箇所)で40億5百万円、その他、中継ポンプ場6箇所建設費用が12億4千4百万円、マンホールポンプ場56箇所(公共下水道48箇所、農業集落排水8箇所)で同6億4千7百万円です。今後、この分の維持管理・更新費用も発生してきます。

公共下水道の場合、平成27年度末現在で普及率が95.76%となっており、ある程度の整備は完了していることから、ここ5年間の投資額は低い状況です。しかし、次のグラフが示すとおり、令和6年(2024年)から耐用年数を迎える下水道管が出始め、令和11年(2029年)から毎年5億円を超える更新費用が必要で、それから約30年間は毎年8億円を超える更新費用が発生することを見込まなければなりません。

下水道_管種別年度別延長による将来の更新費用の推計(公共下水道)



※上の推計グラフは、管路施設のみとなっており、処理場及びポンプ場の更新費用は含まれていません。

【下水道事業は平成27年度から公営企業会計へ移行】

下水道事業への地方公営企業法の適用については、自治体が任意(条例)で決定することになっていますので、合併前の旧町からそれぞれ特別会計で運用してきました。

しかし、今後は人口減少による使用料収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増大など、厳しさを増す経営環境を踏まえ、国は平成25年度から「下水道事業における地方公営企業法の適用に関する研究会」を発足しました。そして、平成27年1月27日付総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」により要請を行い、人口3万人以上の市区町村は平成27年度から平成31年度までに地方公営企業に移行することとされました。そのため、本市は平成27年度から下水道事業(農業集落排水事業を含む)を地方公営企業会計に移行しました。企業会計に移行したことにより、ストック情報の把握で適切な更新計画の策定が可能となるとともに、損益情報の把握により経営計画の策定が可能となりました。

平成28年度は、平成27年度に移行した企業会計が初の決算を迎え、結果は純損失を生じ

ており、早速、本市の下水道事業が抱える問題点が見えてきました。

元々、人口密度の高い都市部において整備が始まった下水道の事業を家屋が点在する市街化調整地域にまで広げて整備を行ってきた背景から、決して効率の良い経営は期待できませんでした。そのため、現時点では、企業会計への移行は済んでおりますが、一般会計からの繰入金基準内（法定内）だけでなく、基準外（法定外）にも相当額の繰り入れを行う必要があります。一般会計においても、厳しい財政状況にあることから、下水道事業については、できるだけ自主的な運営ができるように、平成30年度に「下水道事業経営戦略」を策定し、施設の老朽化等による更新・修繕費用の増加により経営環境の厳しさが増す中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、下水道サービスの持続的・安定的な提供を行うこととしています。

下水道の役割

水洗トイレで快適な暮らしを

生活の中で出される汚水が速やかに排除され、
生活環境・住環境が向上します



川や海をきれいに

家庭や工場から出される汚れた水を
下水処理場できれいにし川や海に戻すことで、
水質・自然環境を保全します



4. 改修・更新費用の試算根拠

I 改修・更新費用（将来コスト）の考え方

今回の公共施設等総合管理計画における改修・更新費用の試算については、全ての自治体が行き届く計画であり、総務省により「公共施設等更新費用試算ソフト」が公開されていることから、ほぼ試算ソフトにおける費用算出の考え方に沿って設定しています。なお、公共施設等の今後の在り方については、後で述べますが、現在保有する公共施設、上水道管等を同じ面積、延長等で更新すると仮定して試算しました。また、物価変動率、落札率等は予想が困難であるので考慮しないこととしました。

II 実質的な一般財源による更新費用の負担見込み

実質的な一般財源による更新費用の負担見込額を参考情報として試算することは、次の理由から行わないこととしました。

- (1) 国庫補助事業については、これまで整備してきた道路等について補助事業と単独事業に分類したうえで、国庫補助事業から国庫支出金分を除外して試算すると作業が複雑になること。
- (2) 公営企業については、「地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）」における一般会計からの繰出基準を用いて一般財源による負担見込額を算定することは、将来推計額を年度ごとに算定したり、建築物等の投資のみの額を抜き出して試算すると作業が複雑になること。
- (3) 公営企業の経費は地方財政法第6条により原則として料金収入が充当される独立採算制が前提とされ、料金収入を経費に充てていますが、この料金収入が全体の収入に占める割合は上水道については約9割、下水道については約5割であり、更新費用を試算する際に、この料金収入を除外しようとする作業が複雑になること。
- (4) 公営住宅等における使用料収入については、これらの更新費用を試算する際に、使用料収入を除外しようとする作業が複雑になること。

上記(1)から(4)については、試算結果を公表する場合に、事業費ベースで試算した更新費用の財源として、税、交付税等の一般財源に加えて、国庫支出金、料金収入等が見込まれることを住民向けの公表資料等の中で適宜、説明を行います。

III 更新費用の試算方式（公共施設）

(1) 基本的な考え方

公共施設等の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しました。大規模改修、建替えの種類ごとに、調査年度から40年度分の更新費用を試算しました。ただし、計画上ではうち32年間分を対象とし

ています。

(2) 数量の考え方

公有財産台帳等より過去の年度ごとの延べ床面積を用いました。

(3) 耐用年数・更新の考え方

以下の項目を推計条件として設定できるものとししました。

① 建替え

(ア) 更新年数

耐用年数が比較的長い鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）における既存の建築物は標準で50年間。木造建築物（軽量鉄骨造も含む）の場合は、標準で30年間使用とししました。

(イ) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかりますが、計算が複雑になるため、1年で行うとししました。ただし、基本構想8年間で前期基本計画（1期）と後期基本計画（2期）に分けて集計する考え方なので、他の施設等の更新費用も含め4年間分を合算し、その費用を4で割って1年間の更新費用とししました。

(ウ) 積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられるべきはずの施設が、建替られずに残されている場合には、次の4年間（基本計画期間は4年間）で処理するものとししました。

② 大規模改修

(ア) 実施年数

建設後25年で行うものとししました（木造は15年）。ただし、大規模改修を行わずに経過年数が25年（木造は15年）以上を経過しているものは、4年間（基本計画期間が4年間）で均等に大規模改修を行うものとして計算しました。また、大規模改修を行わずに41年（木造は21年）以上のものは、大規模改修は行わずに50年（木造は30年）を経た後に建替えるものとして計算しました。

(イ) 修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかりますが、計算が複雑になるため、1年で行うとししました。ただし、基本構想8年間で1期基本計画（1期4年間）と2期基本計画（2期4年間）に分けて集計する考え方なので、他の施設等の更新費用も含め4年間分を合算し、その費用を4で割って1年間の更新費用とししました。

(ウ) 積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されるべきはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合には、基本計画期間（4年間）で処理するものとししました。

(エ) 初期設定値の根拠

減価償却資産の耐用年数等に関する省令における「事務所用の鉄骨鉄筋コンク

リート造又は鉄筋コンクリート造」の耐用年数が50年とされていますので、当市では、これにならいこれまで50年を目処に更新してきたことから、試算においては、50年を採用することとしました。

建築物の耐用年数は50年と仮定しますが、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修である建設後25～30年で建築物の大規模改修を行い、その後25年で建て替えると仮定しました。

なお大規模修繕の積み残し処理を割り当てる年数については、試算の時点で、建設時からの経過年数が25年以上50年未満のものについては今後4年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年（木造は21年）以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに50年を経た年度に建て替えると仮定しました。

(4) 更新単価の考え方

大分類別に、指定の「総務省公共施設等更新費用試算の更新単価」で設定しました。公共施設等の建築物の種類ごとの更新（建替え）と大規模改修の単価については、公共施設等の建築物の種類により建物構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に4段階の単価が設定されています。この単価は、落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定されています。

なお、大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされているため、建設時の事業費が判明するものについては、建設事業費の6割で設定しました。

(参考) 更新（建替え）の単価

更新（建替え）	
市民文化系、社会教育系、行政系、産業系等施設	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉、その他	36万円/m ²
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/m ²
公営住宅	28万円/m ²

(参考) 大規模改修の単価

大規模改修	
市民文化系、社会教育系、行政系、産業系等施設	25万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉、その他	20万円/m ²
学校教育系、子育て支援施設等	17万円/m ²
公営住宅	17万円/m ²

公共施設等の建築物の更新単価については、建築コストの地域差が考えられますが、国土交通省の新営予算単価による地域別工事費指数では、東京を100とした地域別の差は概ね±10の範囲であるため、更新単価において地域差は考慮しないこととされています。

IV 更新費用の試算方式（道路）

(1) 基本的な考え方

道路は、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しました。一般道路、自転車歩行者道の総面積に対し更新費用を試算し、調査年度から40年度分（固定値）の更新費用を試算しました。（総務省試算ソフトを使用）

(2) 数量の考え方

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難です。そのため、道路施設現況調査（国土交通省）により把握した現在の道路の総面積を、舗装部分の更新（打換え）の耐用年数で割ったものを、1年間の舗装部分の更新量と仮定しました。

(3) 耐用年数・更新の考え方

総面積に対する更新年数を設定し試算しました。設定値は15年としました。

＜初期設定値の根拠＞

道路の耐用年数については、平成17年度国土交通白書によると、道路改良部分は60年、舗装部分は10年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とし、したがって、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定しました。

(4) 更新単価の考え方

総面積に対する更新単価を設定し試算しました。

＜初期設定値の根拠＞

道路の更新単価については、「道路統計年報2009」（全国道路利用者会議）で示されている平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定しました。自転車歩行者道は、一般的に通常の車道の舗装版厚の半分程度であることを踏まえ、道路単価に道路打換え工の㎡単価（土木工事費積算基準単価）の比率を乗じたものを単価として設定しました。

更新単価（舗装の打換え）

市道・農道	4,700円/㎡
自転車歩行者道	2,700円/㎡

(5) 総務省試算ソフトにおける数値入力

① 総面積

- ・ 一般道路について、「道路施設現況調査」(国土交通省)による道路現況(総括)の(12)実延長及び(14)道路部の道路面積を採用しました。
- ・ 自転車歩行者道路は、同じく道路現況(独立専用自歩道)の(10)実延長及び(14)道路面積の有効幅員を採用しました。

② 投資的経費の内訳

- ・ 道路に係る投資的経費を「既存更新分」、「新規整備分」及び「用地取得分」に分けて試算しました。

V 更新費用の試算方式(橋りょう)

(1) 基本的な考え方

橋りょうについては、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しました。総面積を更新年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し、更新費用を乗じることにより更新費用を試算しました。

調査年度から40年度分(固定値)の更新費用を試算しました。(総務省試算ソフトを使用)

(2) 数量の考え方

橋りょうについては、道路と同様に道路施設現況調査(国土交通省)等により現在の橋りょうの総面積を把握しました。(過去の構造別の橋りょうの年度ごとの面積により算定した方が精度が高くなるが本市の場合不明である。)

(3) 耐用年数・更新の考え方

橋りょうについては、整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定しました。現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新しますが、それ以外の構造の場合はPC(プレストレスト・コンクリート)橋として更新していくことが一般的なため、これを前提としました。

(4) 更新単価の考え方

総面積に対する更新単価を設定し試算しました。

<初期設定値の根拠>

橋りょうの更新単価については、橋長が15m未満のものと15m以上のものに分けて、道路橋の工事实績(道路橋年報)より、総量のみ把握の場合はすべて448千円/m²としました。(年度別・構造別で把握ができる場合は、更新年数の考え方で記述した区分に従いによりPC(プレストレスト・コンクリート)橋は425千円/m²、鋼橋は500千円/m²とします。)

(5) 総務省試算ソフトにおける数値入力

① 総面積(実延長と橋りょう面積)

実延長(m)合計及び橋りょう面積(m²)合計を入力しました。

② 構造別年度別面積

(ア)長さ別年度別橋りょう数

1950年以降、整備年度毎の長さ区分15m未満及び15m以上に分けて、橋りょう数を入力することになっていますが、長さが未分類のため、合計欄に入力しました。なお、道路施設現況調査と同様にメートル以下を四捨五入しました。また、整備年度が判明しておりませんので、橋りょうについては、年度不明欄に入力しました。

③ 投資的経費の内訳

橋りょうに係る投資的経費を「既存更新分」、「新規整備分」及び「用地取得分」に分けて入力しました。

VI 更新費用の試算方式（上水道）

(1) 基本的な考え方

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しました。管径別年度別延長の方がより精度が高くなりますが、本市では不明のため、管径別延長による算定方法としました。

管径別の延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算しました。調査年度から40年度分（固定値）の更新費用を試算しました。

(2) 数量の考え方

水道統計調査（厚生労働省）により、現在の総延長及び管径別の延長が把握できるため、これにより算定しました。

(3) 耐用年数・更新の考え方

①更新年数

整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定しました。

(4) 更新単価の考え方

管径別に対するそれぞれの更新単価を設定し試算しました。

更新単価については、毎年度「水道統計調査」（厚生労働省）を報告しており管径別延長のデータがあり、管径別まで把握できるため、総量のための単価は設定していません。

更新単価は、導水管及び送水管と配水管に分類してそれぞれ管径別に単価を算出します。

(更新単価の主な例) ※一覧表は参考資料1 参照

導水管及び 送水管	～300mm未満	100千円/m
	300～500mm未満	114千円/m
配水管	～150mm以下	97千円/m
	～200mm以下	100千円/m

VII 更新費用の試算方式（下水道）

（1）基本的な考え方

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しました。調査年度から40年度分（固定値）の更新費用を試算しました。

更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算しました。

（2）数量の考え方

「下水道事業に関する調書」（国土交通省）により、現在の総延長を把握し、可能であれば、管種別又は管径別の延長、さらに過去の管種別又は管径別の年度ごとの延長により算定します。

（3）耐用年数・更新の考え方

①更新年数

整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定しました。

（4）更新単価の考え方

総延長に対する更新単価、管種別に対する単価、管径別に対する単価を設定しました。

更新単価については、総量のみ把握の場合は更生工法（地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法）を前提として、各種施工方法による直接工事費や管径別単価等から、単価を124千円/mと設定しました。

本市の場合、管種別が把握できることから、更生管のときは布設替えを前提とし、コンクリート管等のその他の管のときは更生工法を前提として単価を設定しています。なお、下水道の管種別で試算していますので、平均管径が大きければ更新費用が小さく、平均管径が小さければ更新費用が大きく算定される傾向があります。

（更新単価の主な例）

総量把握		1 2 4 千円/m
管種別	コンクリート管、塩ビ管等	1 2 4 千円/m
	更生管	1 3 4 千円/m

第6章 市有施設等総合管理の基本方針

1. 現状に対する課題

(1) 施設の老朽化が進んでいます

第4章の築年別の整備状況にて示したとおり、建物系公共施設の6%が築40年以上、36%が築30年を経過しており、全体的に施設の老朽化が進んでいます。

築20年以上となると63%となっており、今後、施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となることが判明しました。

人口の増加により学校施設や放課後児童クラブの増築が続いており、令和元年度に策定した公共施設個別計画について、状況に応じた、また施設の点検結果を反映した変更を行っています。

(2) 財源の不足が予想されます

第3章で示したとおり、投資的経費の一般会計における割合は歳出の13%前後を占めている状況となっています。また、第5章で示したとおり、投資的経費の額は、18～30億円の間で推移してきましたが、建築系施設に係る投資的経費の平均は13億3千万円となっています。

今後も人口増の要因となる住宅地開発の拡大により、住民税・固定資産税の増加が見込まれ、半導体関連企業の進出により、償却資産での固定資産税の増収も見込まれます。一方で、人口増による影響による社会保障関連経費の増のほか、小中学校では教室が不足する中、学級編制が40人から35人に変更になり、毎年度いずれかの学校で増築工事が行われている状況です。その他の公共施設も長寿命化、大規模改修による普通建設事業費の増が見込まれており、これらの事業は起債を財源としているため、公債費が増加し、財政の硬直化が懸念されます。

(3) 人口分布における南北格差の進行と施設のあり方

市の人口は増加しており、今後もこの傾向は続くと言われていますが、熊本市に隣接する南部の市街化区域の人口が増加している半面、北部の市街化調整区域の人口は減っている地域があります。

御代志区や若原区など、御代志駅周辺の開発の推進により人口が増加していくと予想されます。合志小学校及び西合志第一小学校の校区は人口が減少していましたが、辻久保の住宅開発等により人口が増加していくと予想されます。しかし、一部の地域においては、これまでの自治組織の維持さえ難しくなることが考えられ、地域における公共施設のあり方やコミュニティ組織のあり方を見直す必要が出てきます。

(4) 住民ニーズの変化への対応

市の人口は市制開始以降も一貫して増加傾向にあり、市制開始時より約1万2千人増加しており、令和4年度末の住民基本台帳人口では県内4位となっています。人口増加や社会情勢、半導体関連企業進出による周辺環境が変化し、子どもまん中社会の実現、安全安心の求めなど、行政需要の高まりにより、課題も様々に変化してきています。そのため、住民ニーズの変化を的確に捉えた公共施設のあり方を検討していく必要があります。

2. これまでの経過（平成29年度から令和4年度まで）

(1) 過去に行った対策の実績

- ① ふれあい館、老人憩の家について、市の所有施設であるが、運営を外部組織に指定管理・委託しており、利用者の安全を最優先にしながらサービスを継続し、人件費等の削減を実施しています。

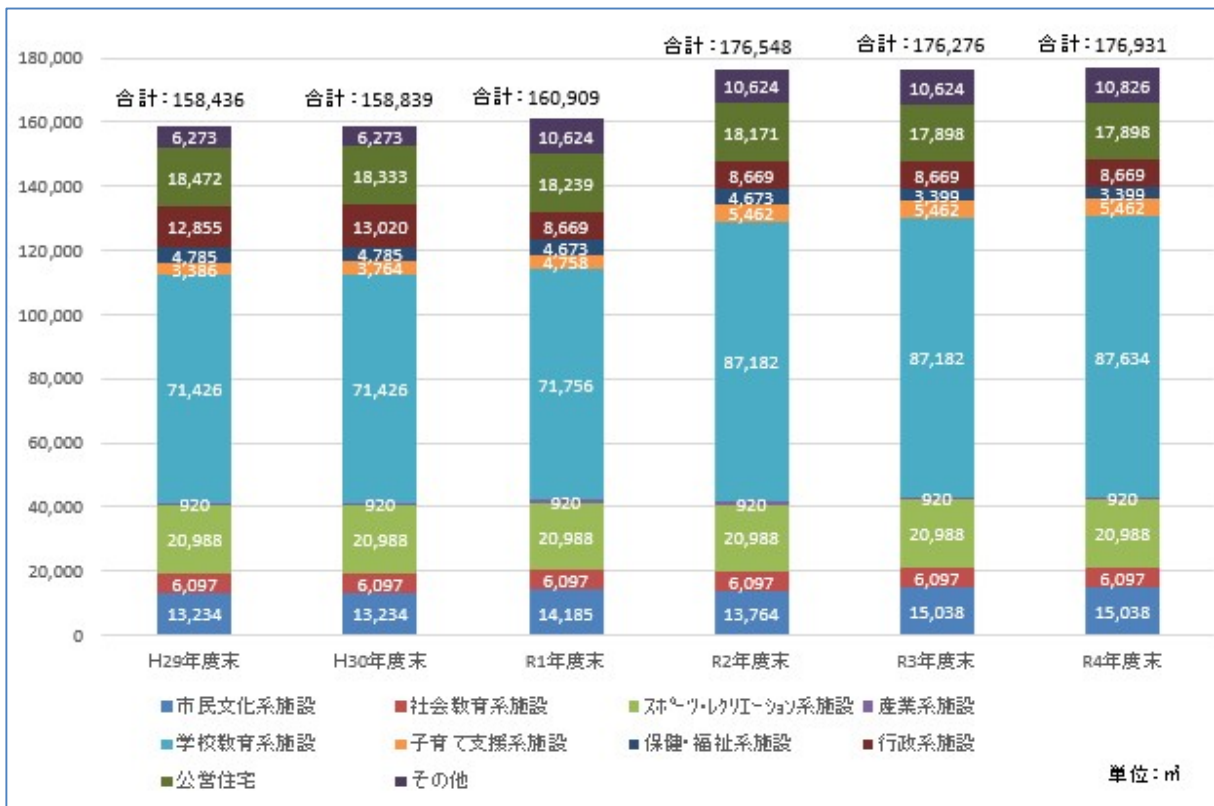
- ② 旧西合志庁舎について、テナントに改装するリノベーション事業を行い、ルーロ合志と名称を変更し地域創生・交流施設として、多世代が集う健康・知の拠点を目指しています。

- ③ 市営住宅は、老朽化等の状況から一部解体を行っています。

- ④ 令和元年度に策定した公共施設個別計画に基づき、改修等を実施しています。近年では、合志市総合健康センター「ユウパレス弁天」の改修、合志中学校の特別教室棟の改修等を実施しています。

(2) 年度別公共施設保有量（延床面積）の推移

平成29年度から令和4年度は、大規模な公共施設の増として分離新設校である合志楓の森小学校、中学校（14,731㎡）の新設がありました。今後も、児童生徒の増加等により学校施設等の増築が考えられます。



(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表しています。償却率が大きいほど、老朽化が進んでいることになります。

① 普通会計

一般会計の有形固定資産減価償却率は、令和2年度に有形固定資産全体が56.8%と減少していますが、合志楓の森小学校、中学校の新設があったためです。インフラ資産が令和3年度に64.9%で償却率が大きく、毎年度増加傾向にあり、老朽化が着実に進んでいます。

有形固定資産減価償却率の推移：普通会計



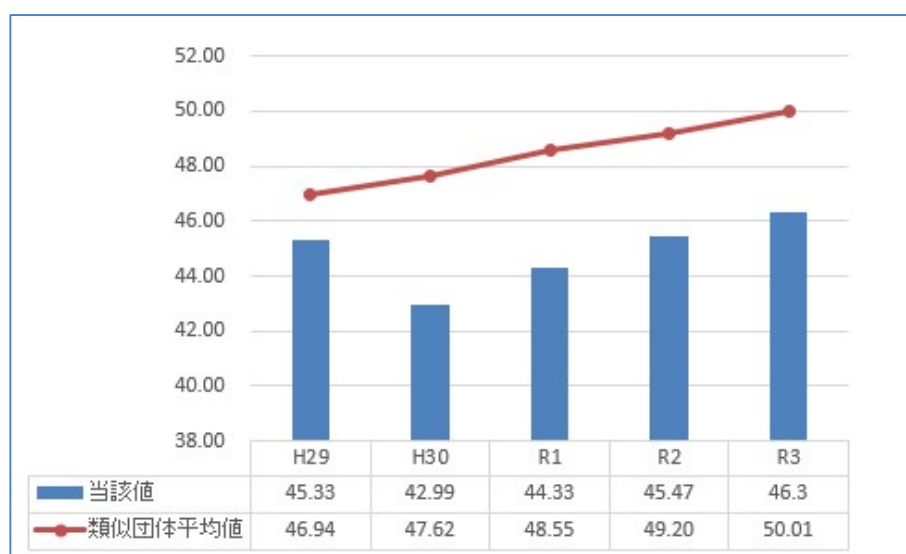
区分	H29	H30	R1	R2	R3
有形固定資産全体	57.3%	58.4%	59.6%	56.8%	58.6%
事業用資産	53.7%	55.4%	56.3%	48.2%	50.6%
インフラ資産	59.7%	60.4%	61.8%	63.7%	64.9%

② 公営企業会計

(ア) 上水道

水道事業の有形固定資産減価償却率は令和3年度に46.3%で、順次更新を行っていることにより類似団体平均50.0%と比べても低くなっています。今後も令和元年度に策定した経営戦略をもとに、老朽化に伴う施設の更新等の実施に向けて取り組んでいきます。

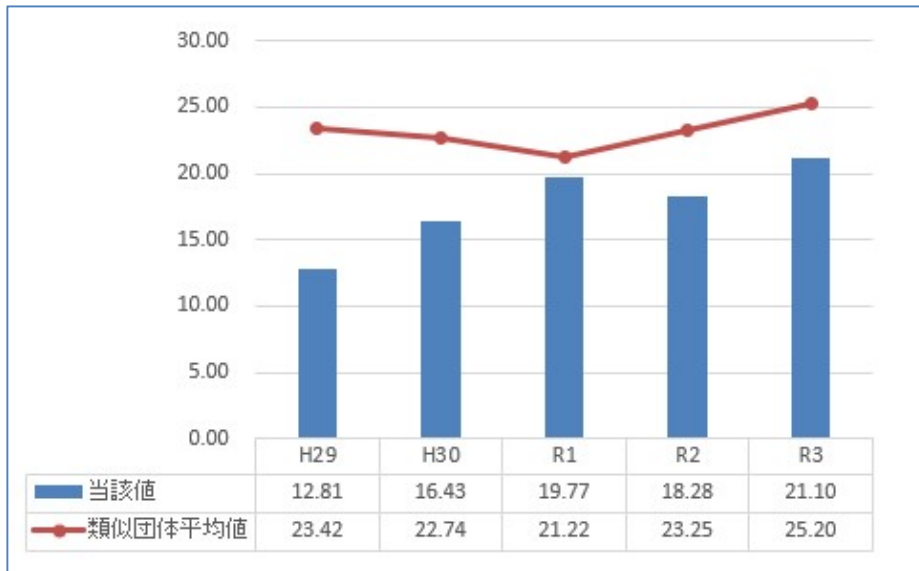
有形固定資産減価償却率の推移：上水道（単位：％）



(イ) 下水道（公共）

公共下水道の有形固定資産減価償却率は、令和3年度に21.1%で類似団体平均25.2%を下回っておりますが、毎年度上昇傾向です。長寿命化計画やストックマネジメント計画に基づき、改築・更新を計画的に進めていきます。

有形固定資産減価償却率の推移：下水道（公共）（単位：％）



3. 基本方針における3つの柱

「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換

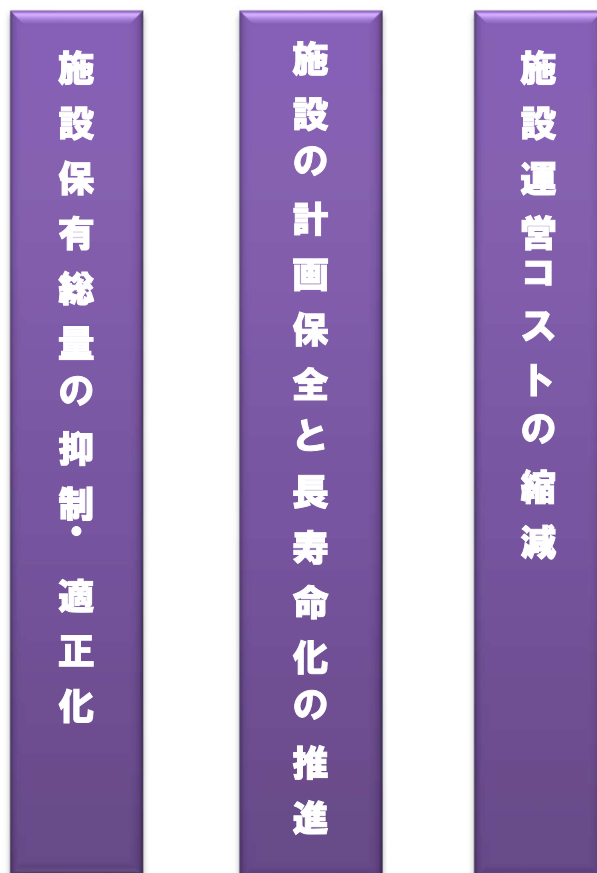
国が予想している将来人口の急激な減少と少子高齢化、財政悪化が進行する中で、国は「インフラ長寿命化基本計画」を定め、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換を目指し、地方も国と歩調を合わせるよう要請がなされました。

先に示したとおり、日本では少子高齢化が確実に進み、国の財政状況は社会保障費等の急増で厳しい状況となっており、今後も益々厳しい状況が見込まれます。同様に、市の財政状況も厳しくなってくることが予想されます。

このような状況の中で、市の施設は老朽化が進んでおり、多くの施設において、これから大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費の増加が見込まれます。財政の持続性を保持するためにも、現状のまま全てを「新しく造る」ことが困難になってきます。

今後は、施設等の必要性を検証しながら、計画的な維持管理、長寿命化や縮小化等に努め、「賢く使うこと」で、財政負担の軽減・平準化を図っていく必要があります。

市では、これからの施設等を「賢く使うこと」を実現するための基本方針に、次の3つの柱を据えて取り組みます。



4. 施設保有総量の抑制・適正化（1本目の柱）

本市では、転入による急激な若年人口の増加により一部の小中学校がマンモス化し、保育所や放課後児童クラブでは待機児童を抱える状況となっていることから、小中学校や放課後児童クラブの新設・増設が計画されています。また、平成28年熊本地震による被災を教訓に、老朽化で更新等を行う際には、備蓄倉庫などを備えた防災拠点機能を持たせる計画も検討されていることから、あと数年は施設面積が増える見込みです。

しかし、厳しい財政状況が見込まれるため、財政の持続性を保持するためにも、次の目標を定めて取り組みます。

削減目標（計画期間の最終年度までに）

平成28年度末の公共施設（建築系）総延床面積に対する、
人口一人当たりの延べ床面積を

2.3㎡以下に抑制します。

（平成28年度末同数値2.6㎡に対し10%削減）

本市では、人口の増加が今後も続く見込みのため、法律等に基づき必須となる義務教育施設等の需要に対応する必要があります。そのため、単に面積の削減ではなく、人口に対する割合を目標値として設定しました。

今後、施設の更新等を計画する場合や、施設利用の役割を終えた施設がある場合は、以下の定義に沿って検討を進めていきます。

	定義	該当する内容
1	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の役割を終え普通財産となった施設で、市が所有する目的をなくした施設、かつ、収入増に結びつく利活用が見込まれない施設 ・効率的な運営の観点から、サービス提供施設等を全て市が整備、運営することを前提とせず、近隣市町と共同利用（設置）が可能な施設（※1） <p>⇒施設は解体、土地は売却を検討</p> <p>（※1）本市を含めた近隣17市町村で構成する熊本連携中枢都市圏の取り組みの一つとして検討を行っています。</p>
2	譲渡 （無償・有償）	<p>施設の用途は残したままで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が特定の地区住民である施設 ・利用者が特定の団体などに固定している施設 ・市が維持管理する必要性が少ないと思われる施設 <p>（※無償譲渡の場合、議会の議決が必要）</p>
3	統合	<p>施設機能はどうしても残す必要があるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的な利用者増や稼働率の増が見込めない施設 ・施設機能が重複している施設が他にあり、利用者に対する施設量が過剰と判断できる場合 <p>⇒一方の施設へ統合し、空き施設は解体、土地は売却を検討</p>
4	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・目的が異なる施設を複合化することで、施設の維持管理経費が削減され、空間等の共同利用などにより効率化が図られる施設 <p>⇒一方の施設へ複合化、空き施設は解体、土地は売却を検討</p>
5	縮小建替え	<ul style="list-style-type: none"> ・どうしても施設機能を残す必要があり、縮小して建替えることで、稼働率の増加が見込まれ、かつ、複合化もできないと判断できる施設

6	転用（貸付け含む）	役割を終えた施設で、施設の耐用年数が残っているため利活用が可能な場合で、 <ul style="list-style-type: none"> ・他の必要な行政財産等に転用して利用可能 ・公的な団体等への貸し付けで、利用料が市の維持管理経費を上回る金額の場合 ・民間企業等への貸し付けで、市の収入増に寄与する利用料で貸し付け可能な場合
7	その他	廃止・譲渡・統廃合・複合化・縮小・転用が見込めない場合で、 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者や利用率が適正規模であり、現状規模を維持する必要がある施設 ・利用者や利用率の増加が確実であり、施設面積を増やす必要がある施設

上の表により、施設の更新等を実施することとなった場合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）」や「合志市PFI導入基本方針（平成22年3月策定）」に基づき民間事業者等の資金やノウハウを活用するPPP/PFI（※7）の手法とこれまで一般的であった公設公営との費用対効果を比較検証し、将来的に有益となる方法により実施します。

また、平成27年4月に熊本県が地方創生の観点から、市街化調整区域における本市を含む一部自治体が所有する遊休公共施設全般については、民間事業者への貸付けによる用途変更を許可の対象にしました。熊本北部流域下水道への接続により役割を終えた「須屋浄化センター管理棟」は、まだ耐用年数が残っているため、転用や譲渡などの検討を行います。

さらに、本市には、多くの国・県有施設があるため、その利活用についても可能な限り検討・交渉を行っていきます。

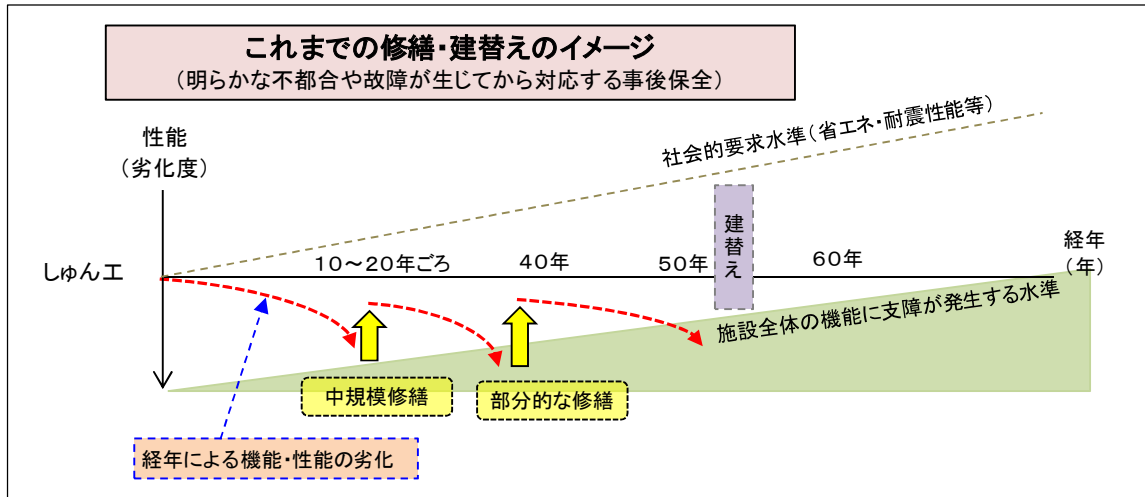
※7) PPP/PFI（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）事業とは

公民が連携して公共サービスの提供を行う事業の枠組みをPPPと呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つで、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法のこと。

5. 施設の計画保全と長寿命化の推進（2本目の柱）

（1）計画保全への転換

本市のように規模が小さい自治体では、施設管理の専門知識を有する職員を確保することが難しく、そのような状況の中で、主に3年～5年のサイクルで職員の人事異動が行われています。施設の管理はそれぞれの業務に応じた課が管理している中で、担当の職員は施設管理についての専門知識を有していない場合が多く、施設の機能に明らかな不都合や故障が生じてから対応する「事後保全」を行ってきました。



しかし、施設が異常をきたすまで放置すれば、結果として施設の寿命を縮めることになるため、今後は施設の長寿命化を進めるためにも、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を実施し、施設の中長期的な視点に立った計画的な対応を行う「計画保全」を進める必要があります。「計画保全」を行うことで、建築物を長期にわたり、良好な状態を保ちながら使用することが可能になります。

また、平成28年4月の熊本地震被災の経験から、機能停止の影響が大きく、防災上特に重要な施設については「予防保全」も必要になってくると考えられます。

このようなことから、本市では施設全体の管理方法を抜本的に見直し、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指します。

（2）長寿命化の推進

本市では、これまで耐用年数が比較的長い鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「鉄筋コンクリート造等」）における耐用年数の目標を、主に50年としてきました。これは、「償却資産等の耐用年数等に関する省令」が、事務所における鉄筋コンクリート造等の耐用年数を50年と定めていることも影響しています。

建築物は、躯体の耐用年数よりも構成する電気設備や機械設備等の耐用年数の方が短いため、躯体の耐用年数を迎えるまでに複数回の交換や修繕を必要とします。また、施設の長寿命化を実現するために、漠然と修繕や改修を繰り返すだけでは、かえって多額

の費用が必要になることも想定されます。そのようなことにならないように、長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や改修の方法を計画していきます。

長寿命化の目標

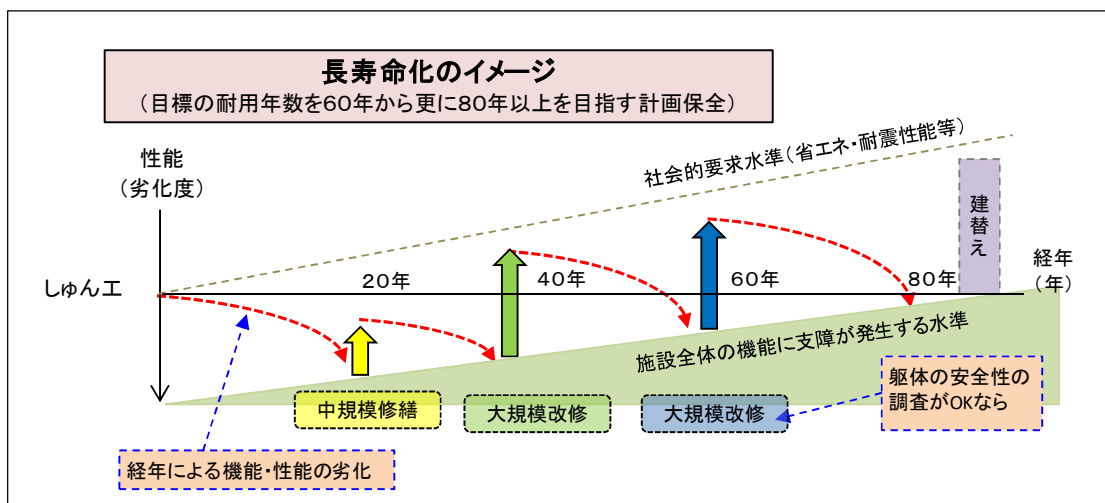
既存の鉄筋コンクリート造等建築物の目標耐用年数を

**原則で60年とし、
診断後、可能であれば80年**

を目処に使用します。

(木造は原則40年とし、診断後可能であれば、50年以上)

【長寿命化のイメージ】



① 長寿命化を進める上での点検・診断等の方針

定期的な点検・診断等により、劣化の状況や性能低下の状況などを把握するとともに、今後必要となる修繕・改修の時期やコスト等を明らかにします。

また、特定建築物についてはすべての建築物の耐震化が完了しています。耐震化建築物は躯体の健全性が確保されてはじめて、長期に使用することができますので、躯体の健全性を測る指標としての、コンクリート圧縮強度やコンクリートの中性化の状況、鉄筋の腐食具合などを把握する必要があります。大規模な改修を行う前には、躯体の健全性を確保するための調査を実施し、調査の結果「良好」と診断されたときは、長期に使用することとします。

② 維持管理・修繕・更新等の方針

点検・診断等の結果を基にした施設ごとの中長期的な計画を定め、目標耐用年数の中間年で新築時の整備水準を超える大規模改修を行います。これは、建築物が経

年劣化する一方で、耐震性能や省エネ性能などの社会的要求水準は高まることに合わせるためです。機械設備や電気設備の更新については、20年周期で行うこととし、更新時期に合わせて中規模修繕や長寿命化に向けた修繕を行います。修繕を20年周期で設定することで、その建物を使用している間、求められる性能を確保することができます。点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、早急に安全確保のための対策を実施します。

また、修繕や更新等が必要となった際には、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を検討し、時代や市民のニーズへの対応を図るとともに、脱炭素社会実現のため、太陽光発電設備の設置などによる再生可能エネルギーの導入や、LED照明灯等の省エネ性能に優れた機器等の導入による消費エネルギーの省力化など、公共建築物における脱炭素化に向けた取り組みを進めます。

【計画保全のイメージ】

時期 修繕・改修の程度	工事の内容
築20年目 中規模修繕	経年により通常発生する損耗、機能低下に対する復旧措置を行い、機能を回復させる。
築40年目 大規模改修	近年の社会的要求(省エネ、ライフラインの更新等)に応じた改修を行い、機能を向上させる。
築60年目 長寿命化修繕	経年により通常発生する損耗、機能低下に対する復旧措置に加え、社会的要求も一部反映し、機能を回復・向上させる。

本市が保有する公共建築物について、R2～R11の10年間に、長寿命化対策等を実施した場合は総額で約103億円、第5章で算出した耐用年数経過時に単純更新した場合は総額で約165億円が必要という結果になりました。長寿命化対策等により、10年間で約62億円の経費削減となる試算です。

【改修・建替等に係る経費(単位：千円)】

期間	長寿命化対策等の効果を反映した経費額			耐用年数経過時に単純更新した場合(④)	長寿命化対策等の効果額(③-④)
	維持管理・修繕(①)	改修等(②)	合計(③)(①+②)		
R2～R11 (10年間)	701,810	9,620,337	10,322,147	16,485,570	▲ 6,163,423

(備考)

※長寿命化対策等：個別施設計画の内容を反映した経費額。

※維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる補修、修繕など。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、消耗部品の取換え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。H30～R2の平均の経費額より算出。

※改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば耐震改修、長寿命化改修など。

※更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

(3) インフラ系施設について

インフラ系施設は、市民生活を支える、なくてはならない大切な施設です。水道や下水道などは毎日使用するため、ある意味「使用できて当たり前」の状態を保つ必要があります。そのためにも、予防保全的な管理を行いながら、かつ、長寿命化を進める必要があります。

しかし、厳しい財政状況下の中で、増大してくる維持更新費用に対応していくことが求められるため、特に中長期的な計画が重要になってきます。

① 水道事業・下水道事業（公営企業会計）

施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から維持管理計画を策定し、中長期的な視点に立った技術的基盤に基づく、計画的・効率的な施設の改築・更新や維持管理・運営を実施し、持続可能な事業の実現を図ります。

また、公営企業会計であることから、今後の維持管理費用を把握し将来にかかる経費を考慮した適正料金の設定の検討及び PPP/PFI 事業（コンセッション方式等）（※7）の導入を検討し民間活力を活用することで公費負担の削減を図り、健全な経営を目指します。

② 道路・橋りょう・公園

道路については、定期的な点検により劣化状況等の把握を行い評価します。点検及び評価に基づいた中長期の更新・修繕計画を策定し、財政状況等を総合的に判断しながら、必要な維持修繕・更新を行っていきます。

橋りょうについては、「合志市橋梁長寿命化修繕計画（平成 31 年 3 月策定）」に基づき、5 年ごとの定期点検と計画的な予防的修繕を行いながら、橋りょうの長寿命化を図ります。

公園については、「合志市公園施設長寿命化計画（令和 6 年 3 月策定予定）」に基づき、公園の長寿命化を図ります。

※7) PPP/PFI については、45 ページの注釈を参照。

コンセッション方式とは、高速道路、空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者（公的機関）に残したまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者（以下、SPC）が行うスキームを指します。

6. 施設運営コストの縮減（3本目の柱）

（1）運営手法の見直し

ヴィーブルや市民センター、その他スポーツ施設などの既存施設については、他自治体の先駆的な取組みなどを調査し、現在のサービス水準を維持しながら運営コストの削減が可能と判断される場合は、指定管理者制度や包括的民間委託などへ移行し、運営コストの削減に取り組みます。

（2）民間活力の活用

公共施設の新設や更新等を行う際は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」や「合志市PFI導入基本方針（平成22年3月策定）」に基づき、PPP/PFI（※7）などの手法を用い、施設の建設コストだけでなく、今後の運営コストまで含めたトータルの視点で、「同一サービス水準の下で公的財政負担の縮減」または、「同一負担水準の下で公共サービス水準の向上」が可能と判断される場合には、民間事業者等の資金やノウハウを活用した取組みを行います。

（3）施設コストと受益者負担の適正化

公共施設の新設や統廃合の検討を行う場合の判断基準の一つとして、施設のコスト情報が非常に重要になってきます。これまでは、施設を建設するときの初期投資を重視し、将来にわたって発生する維持管理コストはあまり重要視されてきませんでした。そのため、施設は国などの補助金を利用して建てたものの、後の維持管理経費で財政を圧迫するケースが見られます。

今後は、施設の存廃を含めた検討を行うことが必要になることから、利用状況や維持管理費などを継続的に把握し、蓄積と分析を行います。また、分析の結果、総コストが高いと判断された場合は、利用料金を見直し、受益者負担の適正化を図ります。なお、利用料金変更の際は、当該施設の総コスト情報を市民へ開示し、市の財政負担軽減に取り組みます。

その他、現在無料で利用されている施設や駐車場などについても、同様の観点から有料化に向けた検討を進めていきます。

（4）地方公会計利用による分析

整備した固定資産台帳などを活用し、施設ごとの収支の把握を行うことで、減価償却費等の現金支出以外のコストを含めた総コストで各施設の運営にかかる収支を把握・分析します。

また、分析したデータを活用し、公共施設の管理の効率化に取り組みます。

※7) 45 ページの注釈も参照。

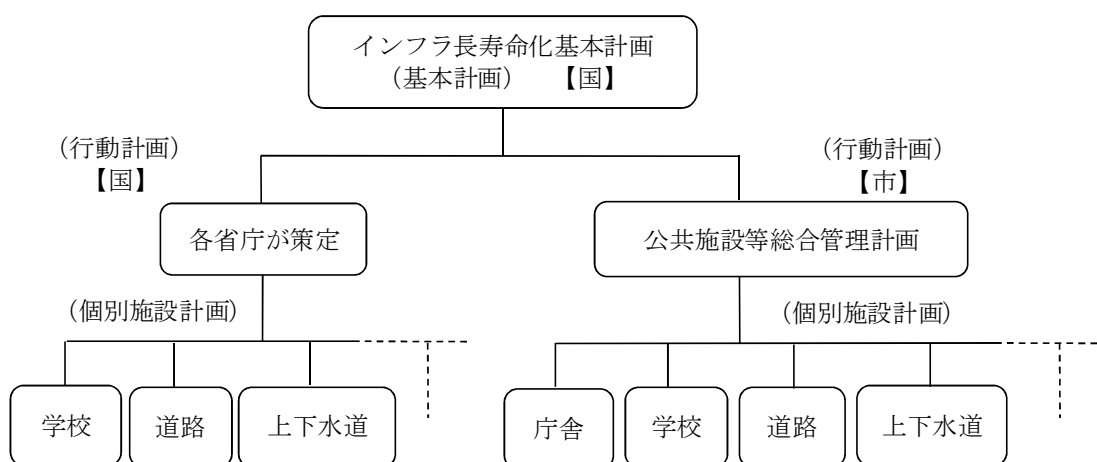
PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

第7章 計画の推進に向けて

1. 個別施設計画の進行管理

公共施設等総合管理計画に基づく基本的な方針により、今後は各公共施設やインフラ施設ごとに施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎える前には廃止を含めた検討を行い、更新が必要と判断される場合は、多機能化や統廃合などによる集約化、既存施設への機能移転等の検討を行いながら、更新や保全に関する計画を明確にした公共施設ごとの個別施設計画の進行管理をしていきます。

(公共施設等総合管理計画等体系図)



(1) 個別施設計画の策定

個別施設計画 令和元年度に策定しました

(2) 横断的情報共有

個別施設計画における内容は、施設管理部門、財政部門、その他の関係部門と連携を図りながら、一元的に取り組むこととします。

(3) 個別計画の進行管理

本計画は、本市のまちづくりを進めるうえでの最上位の計画である「合志市総合計画」及びそれに付随する「合志市財政計画」と整合性を図りながら進めていきます。

個別施設計画における取り組みの進行管理については、毎年度、予算策定のために見直しを行っている普通建設事業等中長期計画を計上するための基礎資料にも利用することから、財政計画と合わせて個別施設計画の進行管理を行います。

(4) 更新や統廃合の決定時期と推進組織

① 更新や統廃合の決定時期

3期先（第5次基本構想期間）に実施が見込まれるもの

本計画（第2次基本構想）期間中に、概算費用を見積ります。また、必要に応じて、公共施設整備基金の積立てを開始します。

2期先（第4次基本構想期間）に実施が見込まれるもの

本計画（第2次基本構想）期間中に、「施設保有総量の抑制・適正化」の基本方針に規定した定義に沿って議論を進め、市としての方向性を定めます。

1期先（第3次基本構想期間）に実施が見込まれるもの

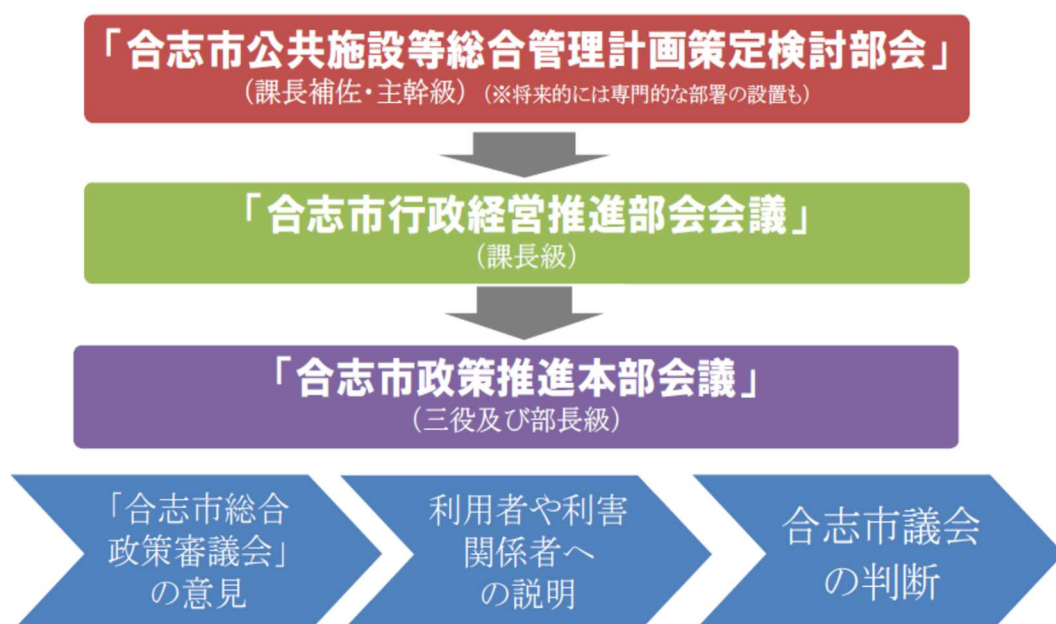
本計画（第2次基本構想）期間中に、「施設保有総量の抑制・適正化」の基本方針に規定した定義に沿って市が決定した方向性を、利用者等や議会などに説明し、次の第3次基本構想に盛り込むための具体的内容を定めます。

② 更新や統廃合の推進組織

施設の更新や統廃合などの方針を検討する組織は、「合志市公共施設等総合管理計画策定検討部会（平成27年7月6日策定）（課長補佐・主幹級）」とし、さらに「行政経営推進部会（課長級）」で検討を重ね、最終的な方針決定については、市が抱える重要施策の総合的な推進を図るための組織と位置付けされている「合志市政策推進本部会議（三役ほか部長級）」にて決定することとします。

なお、施設の更新や統廃合などの方針を決定する際には、市の最上位計画である合志市総合計画の策定及び行政改革を効果的に推進することを目的に設置されている「合志市総合政策審議会」に諮問するとともに、利用者等への説明を行いながら、最終的には「合志市議会」の判断を仰ぎます。

また、今後は個別施設計画を策定し、維持管理や老朽施設の耐用年数を超える使用の是非も検討していくことから、専門的に施設管理を行う部署の設置や建築技術者の雇用なども検討していきます。



③ インフラ施設について

道路や橋りょうなどのインフラ施設については、個別の長寿命化計画や保全計画等をそれぞれのアクションプランに位置づけ、これらの計画に示される整備計画の進行管理を着実にを行うとともに、必要に応じて計画を見直すこととします。

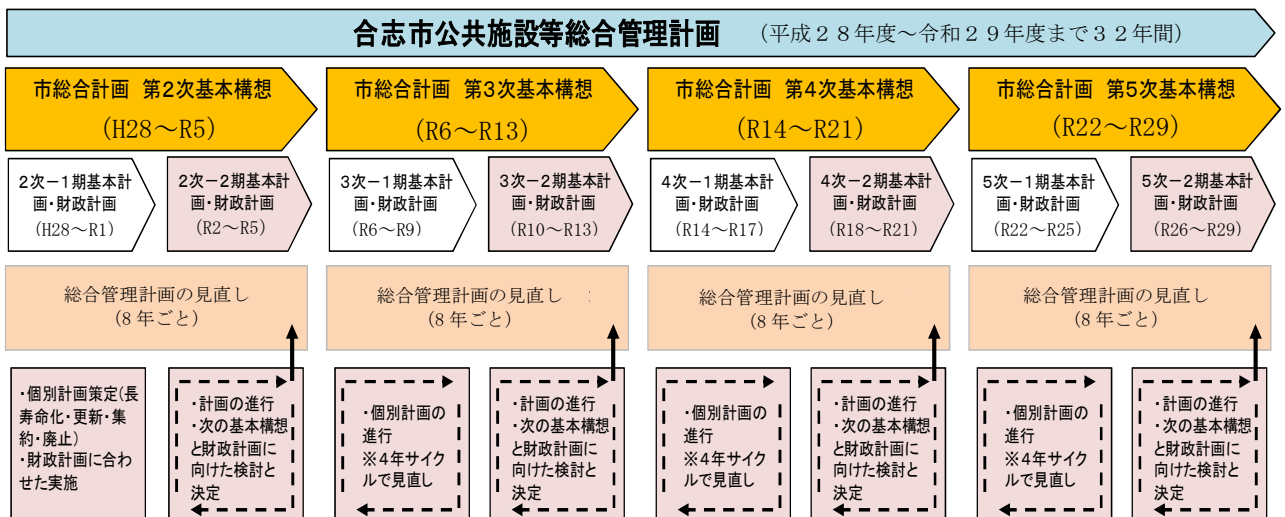
水道事業及び下水道事業のインフラ施設については、個別施設計画として策定される「上下水道アセット(ストック)マネジメント計画」をアクションプランに位置づけ、この計画に示される整備計画の進行管理を着実にを行うとともに、必要に応じて計画を見直すこととします。

なお、水道事業及び下水道事業の運営については「合志市上下水道運営審議会」に諮り、受益者の意見を反映することとします。

2. フォローアップの実施方針

本計画の実施状況等については、全庁的な推進体制のもとで確認を行うとともに、社会情勢の変化、行財政改革の推進状況等を踏まえ、随時、必要な見直しを行うとともに、内容を精査し、4年ごとに実施方針等の取組状況などの評価を行います。

また、「合志市総合計画基本構想」の策定サイクルである8年ごとに、人口推移や財政状況、施設状況の変化など様々な要因に合わせて本計画を見直し、精度の向上を図っていきます。



合志市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月(初版)

令和 2 年 5 月(第 2 版)

令和 4 年 3 月(第 3 版)

令和 6 年 3 月(第 4 版)

熊本県合志市 総務部 管財課

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地

TEL 096-248-1040 FAX 096-248-1196

E-Mail kanzai@city.koshi.lg.jp

URL <https://www.city.koshi.lg.jp/>